

横浜の環境(大気・水質・緑)

横浜市における大気・水質・緑の経年変化を見ると、大気質や河川の水質などは、環境基準をクリアするレベルまで改善していますが、緑については人口の増加にあわせ、依然として減少傾向にあります。

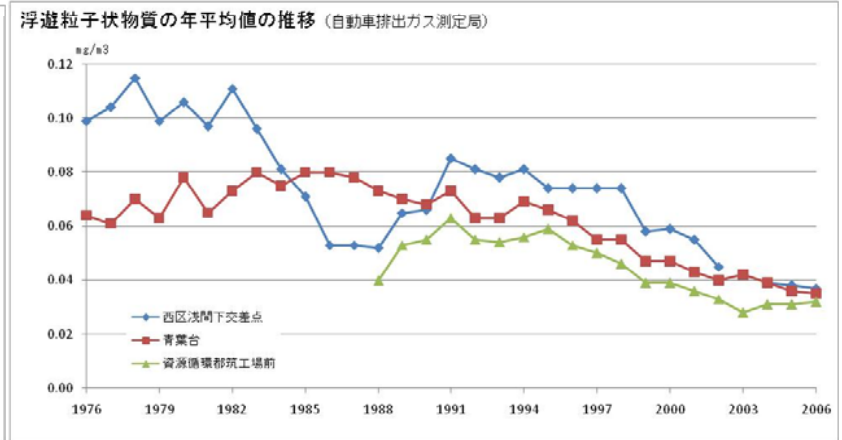
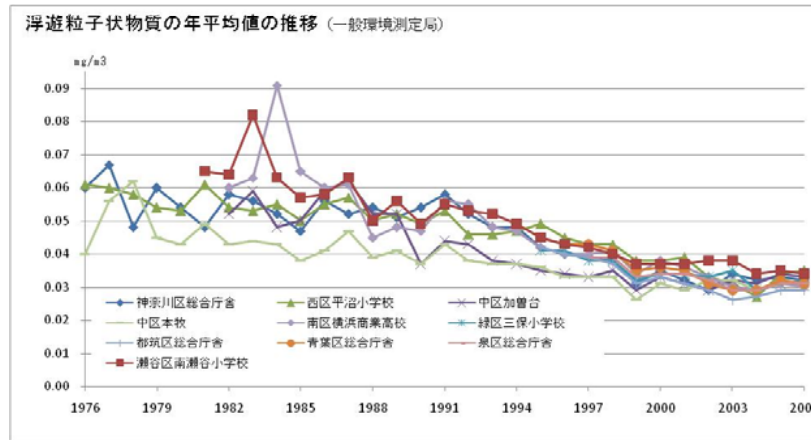
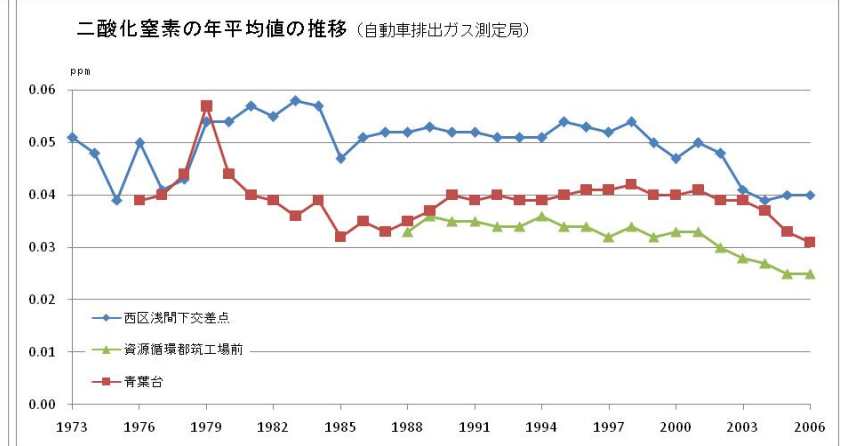
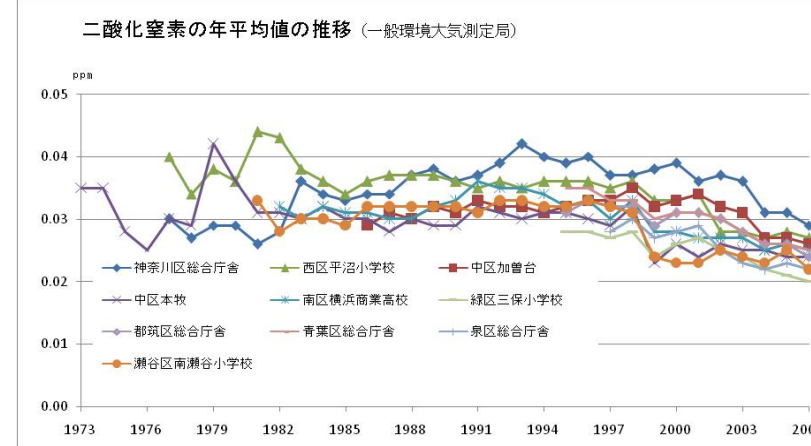
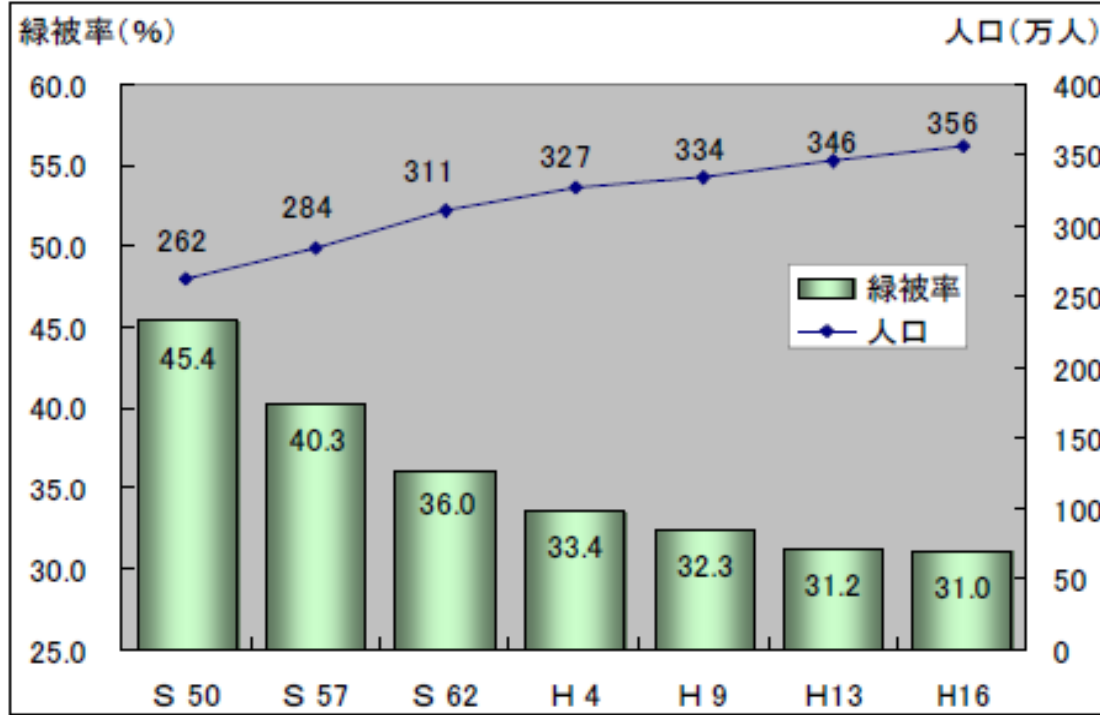


図 横浜の緑の移りかわり

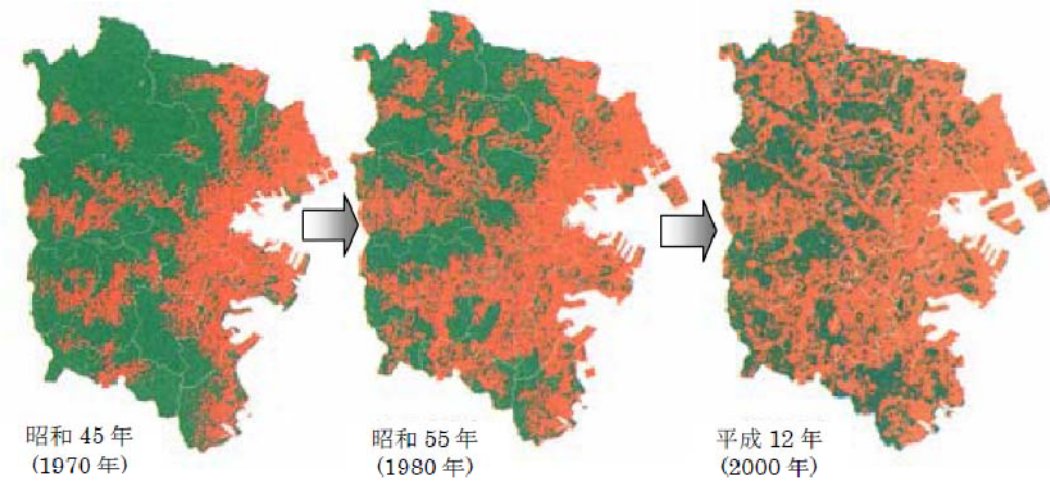
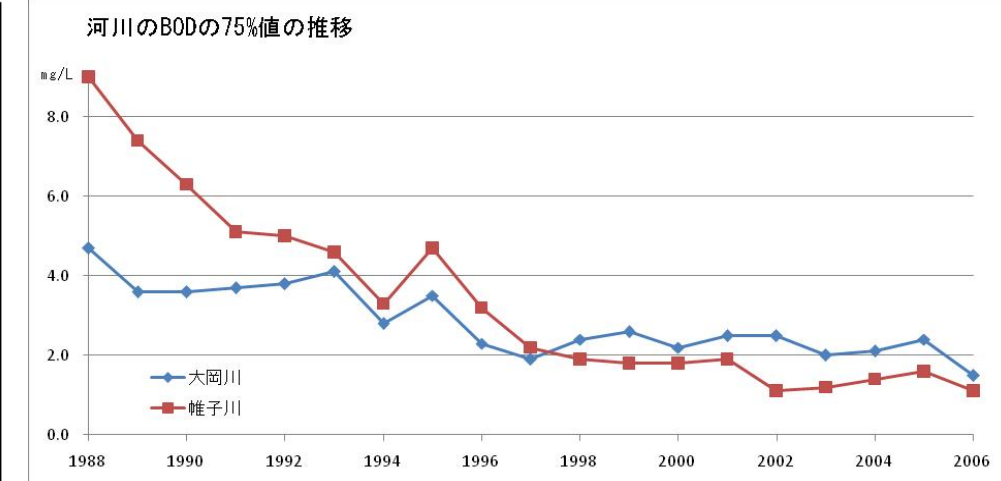


表 水質目標の達成状況(河川・海域)

| 河川域の目標達成状況 (達成率) | H5(1993) | H10(1998) | H15(2003) |
|------------------|----------|-----------|-----------|
| 全水域の一律達成目標 | | | |
| 健康項目 (除、ホウ素) | 全地点で達成 | 全地点で達成 | 全地点で達成 |
| 水域ごとの達成目標 | | | |
| BOD | 31% | 59% | 68% |
| 海域の目標達成状況 (達成率) | | | |
| 全水域の一律達成目標 | | | |
| 健康項目 | 全地点で達成 | 全地点で達成 | 全地点で達成 |
| 水域ごとの達成目標 | | | |
| COD | 13% | 0% | 0% |
| 窒素 | 13% | 25% | 13% |
| りん | 13% | 25% | 13% |

※ %は達成地点 / 観測地点



〔環境保全機能〕

樹林地や農地、河川などは生物生息環境となっています。さらに、水や緑が、まとまりやつながりを持つことにより、生物多様性が確保されることが期待できます。

また、樹林地や水面などは水分の蒸発により、空気を冷やす機能があります。市街地に緑を増やすことで、風の道となる連続的な水・緑環境が形成され、あわせて排熱抑制を進めることで、ヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

〔生産基盤機能〕

農地は、市民に新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。都市化に伴い減少が続けていますが、コマツナやカリフラワーなどでは全国有数の生産量をほこる都市農業が営まれています。また、農地は生産の場としてだけでなく、農体験や教育の場、防災等、多面的な機能の発揮が期待されます。

また、里山では、以前は薪や竹の子の生産など、生活を支える存在でしたが、近代的な生活の中でその価値を失いつつありました。しかし最近では、農林業の場以外の景観、環境教育、レクリエーションや生物生息環境として、その重要性が見直されています。

〔防災機能〕

公園は、震災時などにおいて安全な避難地、被災後の救援・救護の拠点となる貴重なオープンスペースです。また、河川や緑化された道路は、避難路や火災の延焼を防止する機能があります。

平成7年の阪神・淡路大震災や、平成16年の新潟県中越地震においても公園や街路樹の防災機能の重要性が実証されています。

〔保水・遊水機能〕

樹林地や農地などの緑は、雨を大地にしみ込ませ、蓄えるなど、市街地などで浸透区域を増やし、雨水の流出量を抑制して浸水被害を軽減する大きな役割を担っています。

〔スポーツ機能〕

公園等での屋外スポーツの魅力は、緑で囲まれた快適な空間で様々なスポーツを楽しむことです。競技スポーツから、健康づくりの散策まで、様々な場面でスポーツを楽しむ、運動を楽しむことができる場となります。さらに、スポーツは健康増進や健康的な市民生活へとつながります。

〔レクリエーション機能〕

余暇時間の増加や少子高齢化等により市民のライフスタイルが変化し、多様化している中で、それぞれの地域のニーズを踏まえて、レクリエーションの場を充実していくことが求められています。水と緑はその魅力を活かし、自然とのふれあいや、休息、地域の憩いと潤いの場を提供し、市民の心に安らぎと活力を与える機能があります。

〔景観形成機能〕

水と緑には街に潤いや安らぎをもたらす景観を形成する機能があります。河川沿いの「斜面緑地」、田園や谷戸の「農の景観」、街路樹など街並みの美観を高める「道の景観」など、樹林地、農地や歴史的資産などの地域資源を活かすことにより、市街地における魅力的な景観が創出されます。

〔環境教育機能〕

樹林地や農地、水辺などは、市民が身近に水・緑環境とのふれあいを体験できる場であるとともに、次世代を担う子どもたちの自然体験の場と機会を提供する機能があります。

また、自然とのふれあいを楽しみながら、その大切さに気づき、水・緑環境をまもり、育てる行動につながる、環境教育や環境活動を進める場が身近にあることが重要です。

〔コミュニティ機能〕

公園や水辺のオープンスペースは、地域での様々な活動の場として利用されます。子供の遊びや散策などの日常の利用を通じて、また、まつりやバザー、防災訓練等の利用により、地域内での交流が生まれます。また、愛護会活動により地域で支えられる公園等は美しく維持されています。

公園等の利用や愛護会活動を通じて、住民同士の交流が盛んになることや、地域を見る目、気にする目が多くなることにより、地域の安全などの課題の解決につながる効果も期待できます。

1 水の循環と緑

・樹林地や農地といった、緑のある地表面は、降った雨が地面に浸透するなどの、保水・遊水機能を持っています。
 ・このような緑の保水・遊水機能により、平常時における河川水量の確保だけでなく、大雨時には、河川に流出する水量を抑制する効果があります。

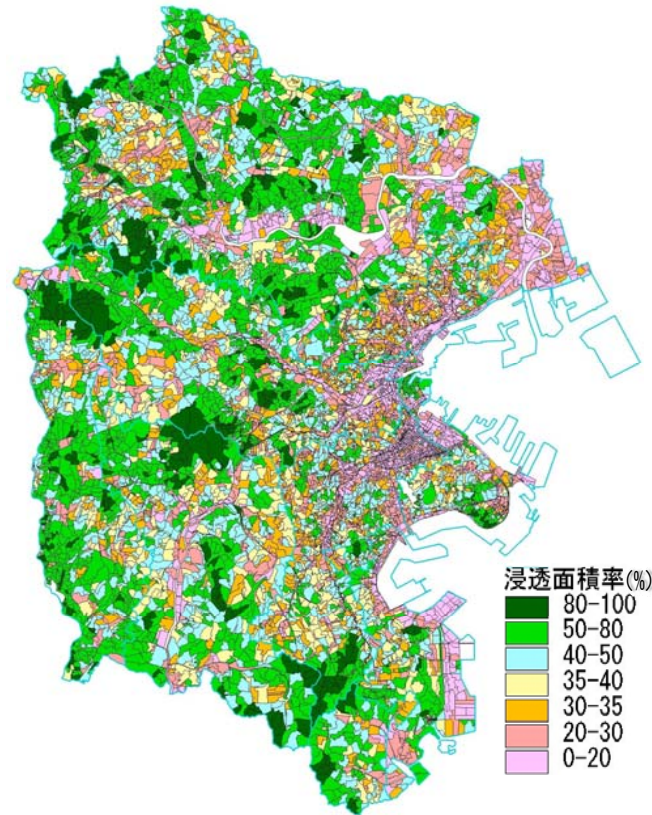
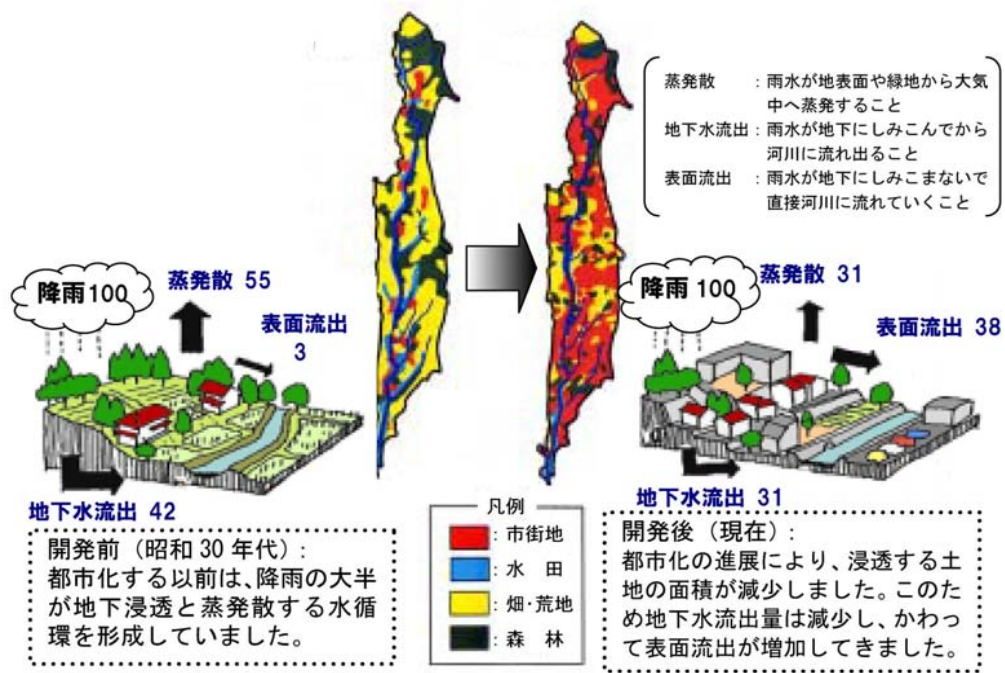
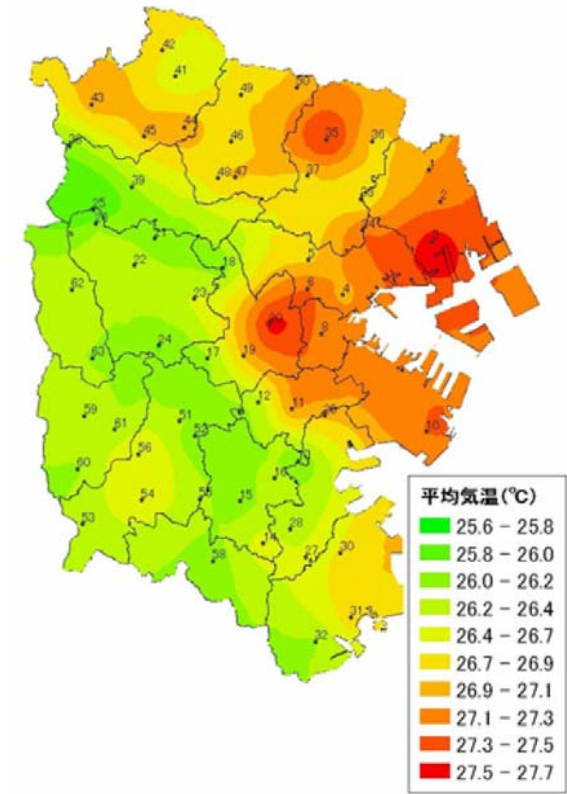
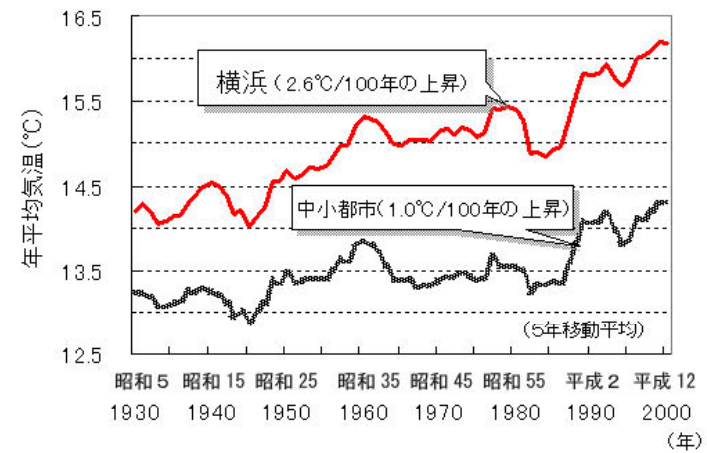


図 土地利用と雨水流出量の変化（和泉川流域）



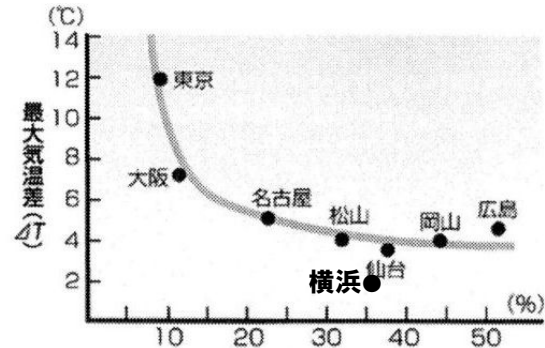
2 ヒートアイランド現象の緩和と緑

・市域の気温の高い都心部や北東部と気温が低い大規模緑地のある郊外部の平均気温を比べると最大で1.9℃の差があります。
 ・横浜市は平均気温は100年間で約2.6℃上昇していますが、都市化の影響の少ない中小都市の年平均気温が約1℃上昇していることから、差の1.6℃は横浜市のヒートアイランド現象により生じていると考えられます。

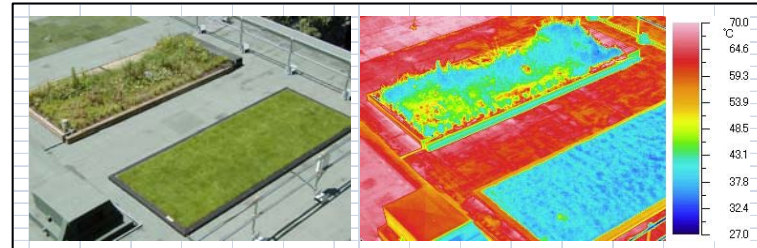


・植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発し、空气中に水蒸気を供給します。また、水分が水蒸気になるときに、周りの熱を奪うため、周囲の気温が下がります。
 ・このような緑の蒸散作用などにより、まとまった緑は島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成するという効果があります。
 ・東京の例で街中が33℃に達したのに対し、樹林に囲まれたところは約25℃であった調査結果もあります。

主な都市における蒸発散面積率と郊外気温との差



・都市における緑地等の蒸発散面が全体の30%以上になると、都心部と郊外部との温度差が概ね一定となります。



・緑化していない屋上の表面は60℃まで上昇します。この熱は建物のコンクリートに蓄えられ、夜でも気温が下がりにくくなります。
 ・緑化した場合は、芝生表面では40℃程度までしか上がらず、建物本体でもほとんど温度変化がなくなります。

3 市民活動の場

自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します。



現在、市民参加による水・緑環境に関する様々な活動が行われており、環境に関する活動への参加経験も約60%となっていることから、市民の環境活動に関する関心は高いことが伺えます。

活動の機会と場を広げる緑

緑の環境は環境活動に取り組む市民が集いつながる機会と場を提供します。



樹林地や公園、水辺を市民とともに保全・管理・活用していくため、新規整備や再整備、イベントなど様々な機会を捉えて、「森づくりボランティア団体」や「市民の森愛護会」、「公園愛護会」、「水辺愛護会」等の市民活動団体の結成に取り組めます。

楽しさのある緑の環境

緑で囲まれ、親水性や魅力ある水・緑環境は、スポーツなどの健康づくりや、休日を楽しむレクリエーションなど、生活の楽しみを広げます。



【市民創発の場】

横浜市ではさまざまな市民活動を市民自らが生み出しており、新たな市民活動が生まれる場としても、緑の環境は重要な役割を担っています。

4 自然とのふれあい

環境意識向上のための体験

自然とのふれあいや農体験を通じて自然のしくみや、人と自然の関係を見つめなおす気づきや発見が期待できます。



次世代を担う子どもたちの実体験の場

子どもの成長には実体験が不可欠であると云われています。四季折々に変化する多様な生物の生息する自然環境や農地は実体験の場となります。



【体験学習の場】

都市における身近な緑は生物の生息域や自然界における物質循環、植物によるCO₂の吸収・固定などを体験学習する場となります。

1 大都市でありながら、身近にある緑

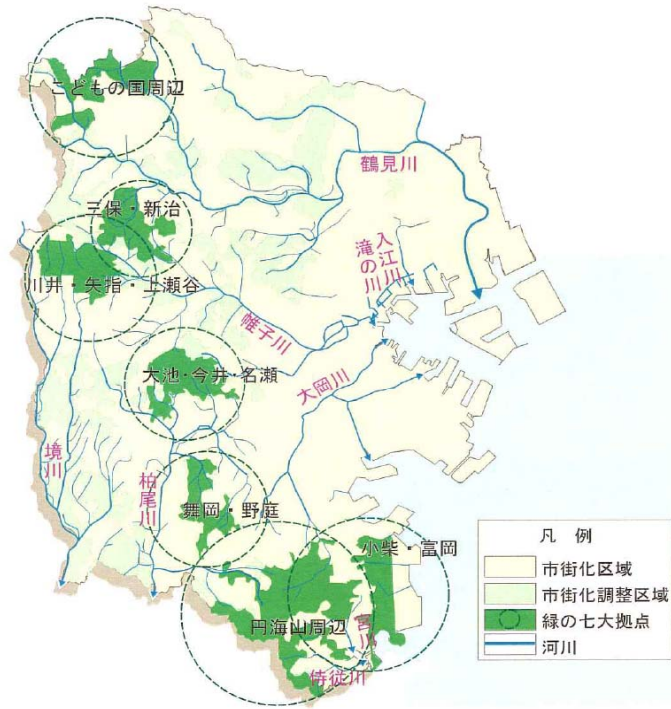
本市は360万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎなど、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有しています。

河川の源流域には、「緑の七大拠点」があり、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」があります。

これらの樹林地、農地の緑は、市域面積の約25%に相当する市街化調整区域を中心に、市街化区域に入り込むように散在しているのが特徴となっています。

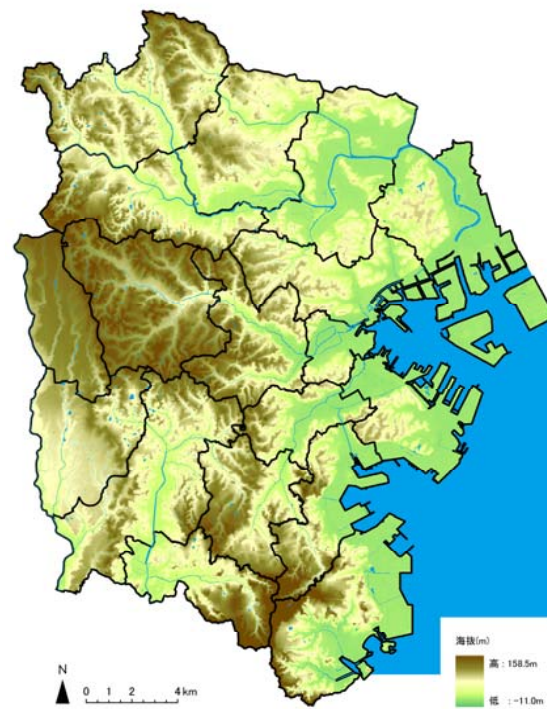


図 主な河川と緑



【郊外部のまとまった樹林地と農地】
横浜は大都市でありながら、緑の七大拠点など、郊外部にまとまった緑があります。

図 横浜の地形



【変化のある地形】
低地、台地、丘陵、山地、河川が横浜の特徴的な地形と風土をつくっています。

2 魅力ある緑

豊かな水・緑の環境は歴史的建造物や先進的な都市景観とともに横浜の特徴であり最大の魅力となっています。

魅力ある水と緑の環境は横浜が活気に満ち、暮らしやすく就業しやすい魅力ある都市として際立つためにも主要な要素となります。

源流域の緑



谷戸と里山



市街地に残る斜面緑地



うるおいのある河川



街並みの美観を高める並木



河川沿いに広がる田園風景



彩りのある公園



みなとと緑



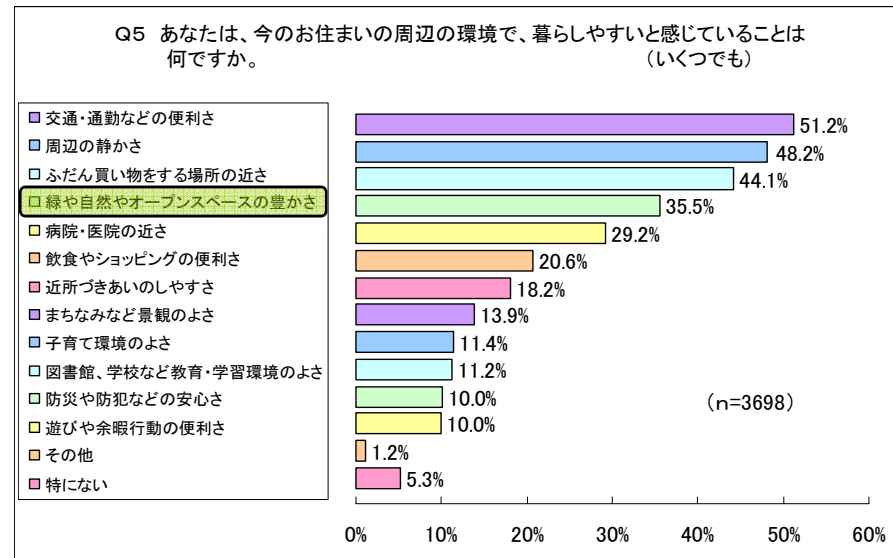
市街地の中の公園



1 生活意識

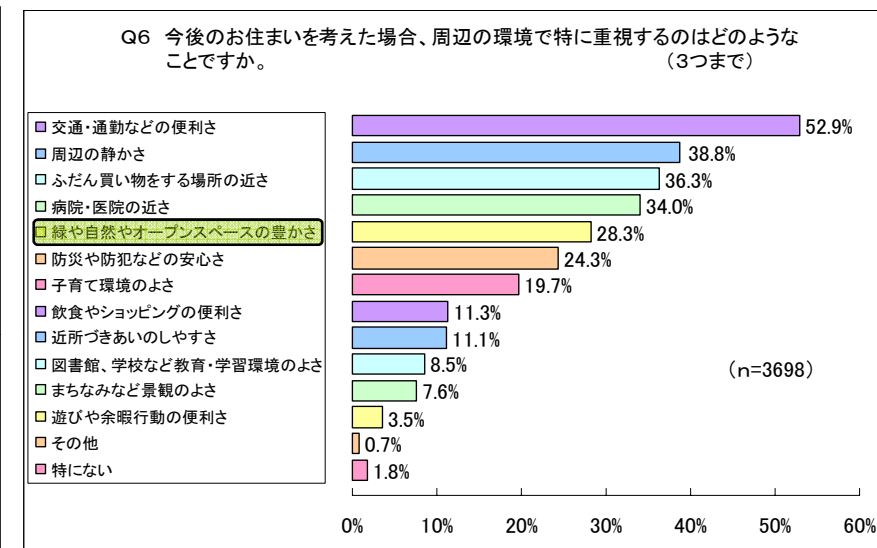
(1)暮らしやすいと感じていること

「緑や自然やオープンスペースの豊かさ」が35.5%で第4位



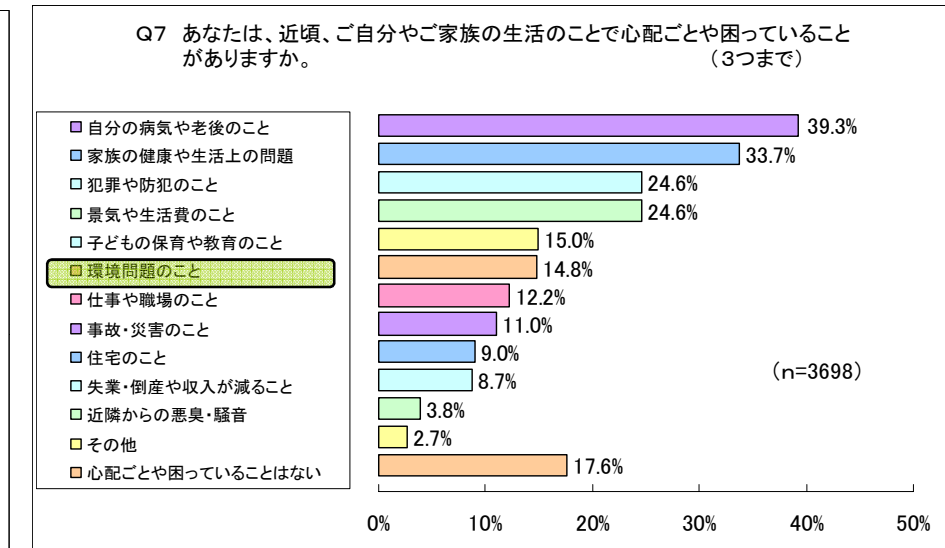
(2)今後の周辺の環境で重視すること

「緑や自然やオープンスペースの豊かさ」が28.3%で第5位



(3)心配ごと

「環境問題のこと」が14.8%で第6位



| 順位 | | 19年度(%) | 13年度(%) | 13年度順位 |
|----|--------------------|---------|---------|--------|
| 1 | 交通・通勤などの便利さ | 51.2 | 48.2 | 2 |
| 2 | 周辺の静かさ | 48.2 | 48.4 | 1 |
| 3 | ふだん買い物をする場所の近さ | 44.1 | 43.3 | 3 |
| 4 | 緑や自然やオープンスペースの豊かさ | 35.5 | 37.9 | 4 |
| 5 | 病院・医院の近さ | 29.2 | 27.4 | 5 |
| 6 | 飲食やショッピングの便利さ | 20.6 | 22.9 | 6 |
| 7 | 近所づきあいのしやすさ | 18.2 | 21.4 | 7 |
| 8 | まちなみなど景観のよさ | 13.9 | 14.9 | 10 |
| 9 | 子育て環境のよさ | 11.4 | 16.7 | 8 |
| 10 | 図書館、学校など教育・学習環境のよさ | 11.2 | 15.4 | 9 |
| 11 | 防災や防犯などの安心さ | 10.0 | 12.1 | 12 |
| 12 | 遊びや余暇行動の便利さ | 10.0 | 12.6 | 11 |
| | その他 | 1.2 | 0.7 | |
| | 特にない | 5.3 | 4.4 | |
| | わからない | | 0.3 | |

| 順位 | | 19年度(%) | 13年度(%) | 13年度順位 |
|----|--------------------|---------|---------|--------|
| 1 | 交通・通勤などの便利さ | 52.9 | 44.5 | 1 |
| 2 | 周辺の静かさ | 38.8 | 33.9 | 2 |
| 3 | ふだん買い物をする場所の近さ | 36.3 | 27.1 | 5 |
| 4 | 病院・医院の近さ | 34.0 | 27.7 | 4 |
| 5 | 緑や自然やオープンスペースの豊かさ | 28.3 | 29.0 | 3 |
| 6 | 防災や防犯などの安心さ | 24.3 | 18.6 | 6 |
| 7 | 子育て環境のよさ | 19.7 | 16.3 | 7 |
| 8 | 飲食やショッピングの便利さ | 11.3 | 10.5 | 8 |
| 9 | 近所づきあいのしやすさ | 11.1 | 9.6 | 10 |
| 10 | 図書館、学校など教育・学習環境のよさ | 8.5 | 10.3 | 9 |
| 11 | まちなみなど景観のよさ | 7.6 | 7.6 | 11 |
| 12 | 遊びや余暇行動の便利さ | 3.5 | 4.4 | 12 |
| | その他 | 0.7 | 1.2 | |
| | 特にない | 1.8 | 3.3 | |
| | わからない | | 0.7 | |

| 順位 | | 19年度(%) | 18年度(%) | 18年度順位 |
|----|-----------------|---------|---------|--------|
| 1 | 自分の病気や老後のこと | 39.3 | 37.2 | 1 |
| 2 | 家族の健康や生活上の問題 | 33.7 | 34.8 | 2 |
| 3 | 犯罪や防犯のこと | 24.6 | 25.0 | 3 |
| 3 | 景気や生活費のこと | 24.6 | 21.4 | 4 |
| 5 | 子どもの保育や教育のこと | 15.0 | 18.0 | 5 |
| 6 | 環境問題のこと | 14.8 | 10.7 | 8 |
| 7 | 仕事や職場のこと | 12.2 | 14.5 | 6 |
| 8 | 事故・災害のこと | 11.0 | 11.5 | 7 |
| 9 | 住宅のこと | 9.0 | 9.7 | 9 |
| 10 | 失業・倒産や収入が減ること | 8.7 | 7.9 | 10 |
| 11 | 近隣からの悪臭・騒音 | 3.8 | 3.3 | 11 |
| 12 | その他 | 2.7 | 1.2 | 12 |
| | 心配ごとや困っていることはない | 17.6 | 18.3 | |

(1) 市政への満足度

「緑の保全と緑化の推進」が14.5% (6位)で満足度が高い。
 「野菜栽培や市民農園などの都市農業の振興」が3.4% (29位)で満足度が低い。

| 順位 | | 19年度(%) | 18年度(%) | 18年度順位 |
|----|--------------------------------------|---------|---------|--------|
| 1 | ごみの分別収集、リサイクル | 37.1 | 34.6 | 1 |
| 2 | バス・地下鉄などの便 | 32.9 | 31.2 | 2 |
| 3 | 良質な水の確保や安定供給 | 16.6 | 16.8 | 4 |
| 4 | 公園・動物園の整備 | 15.8 | 19.2 | 3 |
| 5 | 最寄り駅周辺の整備 | 14.6 | 15.7 | 5 |
| 6 | 緑の保全と緑化の推進 | 14.5 | 13.5 | 7 |
| 7 | 通勤・通学・買い物道路や歩道の整備 | 14.0 | 13.6 | 6 |
| 8 | 地区センターやコミュニティハウスなどの市民利用施設の整備や市民活動の振興 | 13.7 | 13.2 | 8 |
| 9 | 幹線道路や高速道路の整備 | 13.1 | 12.6 | 9 |
| 10 | 高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり(駅舎へのエレベーター設置など) | 12.2 | 10.7 | 11 |
| 11 | 病院や救急医療など地域医療 | 10.3 | 9.4 | 12 |
| 12 | 美術館・図書館・区民文化センターなどの整備や市民文化の振興 | 10.0 | 11.2 | 10 |
| 13 | 下水道施設整備による身近な川や海などの水質改善 | 8.0 | 6.7 | 17 |
| 14 | 河川改修と水辺環境の整備 | 8.0 | 7.2 | 16 |
| 15 | 身近な住民窓口サービス | 6.8 | 7.3 | 15 |
| 16 | 港湾機能と市民が親しめるミナトづくり | 6.2 | 9.2 | 13 |
| 17 | ごみの不法投棄対策や街の美化 | 6.0 | 5.7 | 19 |
| 18 | 高齢者福祉 | 5.8 | 5.1 | 21 |
| 19 | スポーツ・レクリエーションの振興や施設の整備 | 5.6 | 5.6 | 20 |
| 20 | 観光やコンベンション(国際会議やイベント)の振興 | 5.5 | 8.7 | 14 |
| 21 | 仕事や趣味のための市民向け講座など生涯学習の充実 | 5.2 | 4.7 | 22 |
| 22 | 違法駐車防止や交通安全対策 | 5.0 | 3.5 | 26 |
| 23 | 防犯対策 | 5.0 | 4.4 | 23 |
| 24 | 都心、副都心の整備 | 4.3 | 6.0 | 18 |
| 25 | 広報や広聴、市民相談、情報公開など市民参加の推進 | 3.9 | 3.7 | 25 |
| 26 | 保育など子育て支援や保護を要する児童への援助 | 3.8 | 3.2 | 28 |
| 27 | 駐車場の整備 | 3.5 | 2.4 | 34 |
| 28 | 地震などの災害対策 | 3.5 | 4.3 | 24 |
| 29 | 野菜栽培や市民農園などの都市農業の振興 | 3.4 | 3.4 | 27 |
| 30 | 商店街の振興 | 3.4 | 3.0 | 30 |
| 31 | 学校教育の充実 | 3.3 | 2.9 | 31 |
| 32 | 障がい者福祉 | 3.0 | 3.2 | 29 |
| 33 | 環境汚染や騒音などへの対策 | 2.5 | 2.4 | 35 |
| 34 | 国際交流・協力の推進 | 2.3 | 2.8 | 32 |
| 35 | 食品衛生・環境衛生の監視・指導 | 2.3 | 2.7 | 33 |
| 36 | 訪問販売などに関する消費生活相談 | 1.4 | 2.1 | 36 |
| 37 | 経済的に困っている人の保護 | 1.3 | 1.7 | 37 |
| 38 | 青少年の健全育成 | 1.3 | 1.1 | 39 |
| 39 | 男女共同参画社会の推進、人権問題への対応 | 1.1 | 1.0 | 40 |
| 40 | 中小企業振興や雇用の創出 | 0.9 | 0.9 | 41 |
| 41 | 公的住宅の整備や住宅取得への融資 | 0.7 | 1.3 | 38 |
| | その他 | 1.5 | 2.1 | |
| | わからない | 20.8 | 22.0 | |

(3) 市政への満足度と要望

満足度と要望のまとめ

平成16年度市民意識調査の満足度と要望のプロットしたもの。

「緑の保全と緑化の推進」の満足度の度合いは変わらないが、要望の度合いが高まっている。

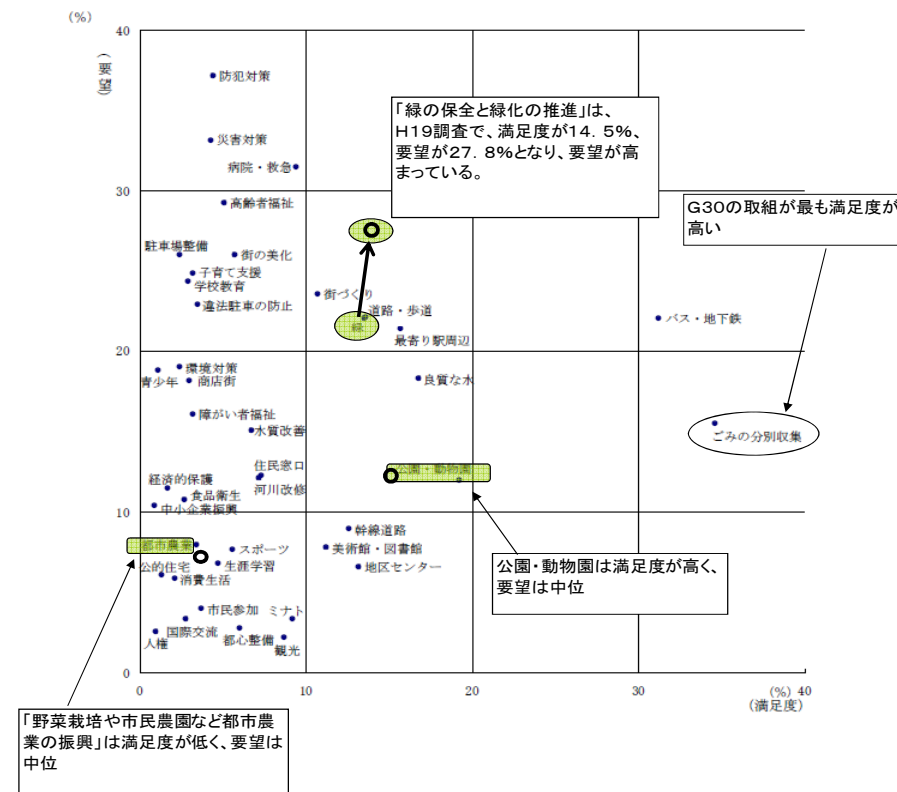
4. 満足度と要望のまとめ

41項目について、満足度を横軸に、要望を縦軸にして同一平面にプロットすると、両者の相関をみることができる(図中に表わすため、実際の選択肢を一部省略した表現で表記している)。

<満足度が低く要望の多いもの>としては、「防犯対策」、「地震などの災害対策」、「病院や救急医療など地域医療」、「高齢者福祉」、「駐車場の整備」などがあげられる。

<満足度は高いが要望も多いもの>としては、「バス・地下鉄などの便」、「ごみの分別収集、リサイクル」などがあげられる。

図1-4-1 満足度と要望



(2) 市政への要望

「緑の保全と緑化の推進」が27.8% (6位)と要望が高く、18年度と比較して5.7ポイントアップ。

「野菜栽培や市民農園などの都市農業の振興」が7.3% (30位)で比較的要望が低い。

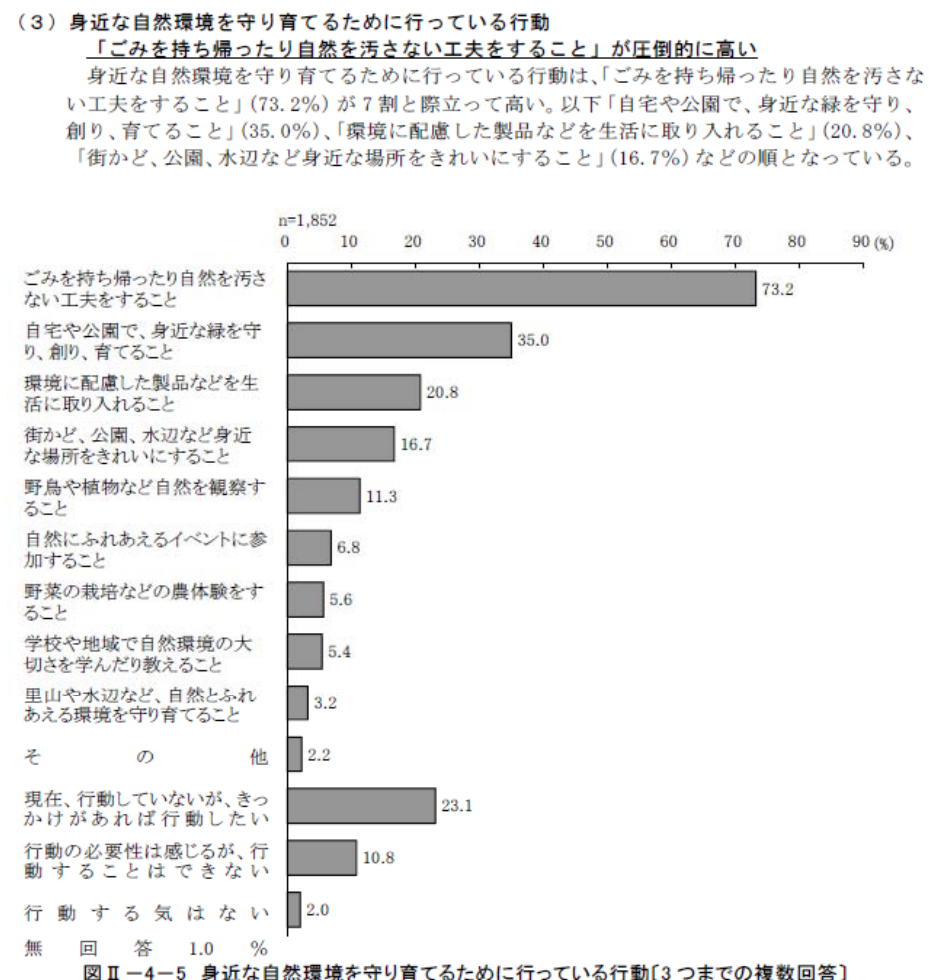
| 順位 | | 19年度(%) | 18年度(%) | 18年度順位 |
|----|--------------------------------------|---------|---------|--------|
| 1 | 防犯対策 | 36.9 | 37.2 | 1 |
| 2 | 病院や救急医療など地域医療 | 33.2 | 31.5 | 3 |
| 3 | 高齢者福祉 | 33.1 | 29.3 | 4 |
| 4 | 地震などの災害対策 | 31.6 | 33.2 | 2 |
| 5 | ごみの不法投棄対策や街の美化 | 28.7 | 26.1 | 6 |
| 6 | 緑の保全と緑化の推進 | 27.8 | 22.1 | 13 |
| 7 | 高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり(駅舎へのエレベーター設置など) | 26.5 | 23.6 | 9 |
| 8 | 違法駐車防止や交通安全対策 | 25.1 | 23.0 | 10 |
| 9 | バス・地下鉄などの便 | 23.9 | 22.1 | 12 |
| 10 | 通勤・通学・買い物道路や歩道の整備 | 23.6 | 22.2 | 11 |
| 11 | 学校教育の充実 | 22.3 | 24.4 | 8 |
| 12 | 環境汚染や騒音などへの対策 | 22.3 | 19.0 | 15 |
| 13 | 良質な水の確保や安定供給 | 22.0 | 18.3 | 17 |
| 14 | 最寄り駅周辺の整備 | 20.5 | 21.4 | 14 |
| 15 | ごみの分別収集、リサイクル | 20.2 | 15.5 | 20 |
| 16 | 保育など子育て支援や保護を要する児童への援助 | 20.0 | 24.9 | 7 |
| 17 | 商店街の振興 | 18.5 | 18.2 | 18 |
| 18 | 駐車場の整備 | 18.4 | 26.1 | 5 |
| 19 | 食品衛生・環境衛生の監視・指導 | 17.9 | 10.8 | 26 |
| 20 | 下水道施設整備による身近な川や海などの水質改善 | 17.2 | 15.1 | 21 |
| 21 | 青少年の健全育成 | 16.1 | 18.8 | 16 |
| 22 | 障がい者福祉 | 15.8 | 16.1 | 19 |
| 23 | 身近な住民窓口サービス | 15.1 | 12.3 | 22 |
| 24 | 河川改修と水辺環境の整備 | 13.0 | 12.1 | 23 |
| 25 | 経済的に困っている人の保護 | 12.9 | 11.5 | 25 |
| 26 | 公園・動物園の整備 | 12.0 | 12.0 | 24 |
| 27 | 中小企業振興や雇用の創出 | 10.1 | 10.4 | 27 |
| 28 | 美術館・図書館・区民文化センターなどの整備や市民文化の振興 | 8.5 | 7.8 | 30 |
| 29 | 幹線道路や高速道路の整備 | 8.4 | 9.0 | 28 |
| 30 | 野菜栽培や市民農園などの都市農業の振興 | 7.3 | 8.0 | 29 |
| 31 | 公的住宅の整備や住宅取得への融資 | 7.0 | 6.1 | 34 |
| 32 | 仕事や趣味のための市民向け講座など生涯学習の充実 | 6.6 | 6.8 | 32 |
| 33 | スポーツ・レクリエーションの振興や施設の整備 | 6.1 | 7.7 | 31 |
| 34 | 地区センターやコミュニティハウスなどの市民利用施設の整備や市民活動の振興 | 6.0 | 6.6 | 33 |
| 35 | 訪問販売などに関する消費生活相談 | 5.9 | 5.9 | 35 |
| 36 | 広報や広聴、市民相談、情報公開など市民参加の推進 | 4.4 | 4.0 | 36 |
| 37 | 港湾機能と市民が親しめるミナトづくり | 3.4 | 3.4 | 37 |
| 38 | 観光やコンベンション(国際会議やイベント)の振興 | 2.4 | 2.2 | 41 |
| 39 | 男女共同参画社会の推進、人権問題への対応 | 2.4 | 2.6 | 40 |
| 40 | 国際交流・協力の推進 | 2.3 | 3.4 | 37 |
| 41 | 都心、副都心の整備 | 1.9 | 2.8 | 39 |
| | その他 | 3.4 | 3.4 | |
| | わからない | 5.8 | 6.8 | |

1 「自然環境のために何を行っているか」について

・「行動する気がない」という回答はわずか2.0%となっている。

・実行に移しやすいと思われる活動のポイントが高いと考えられる。

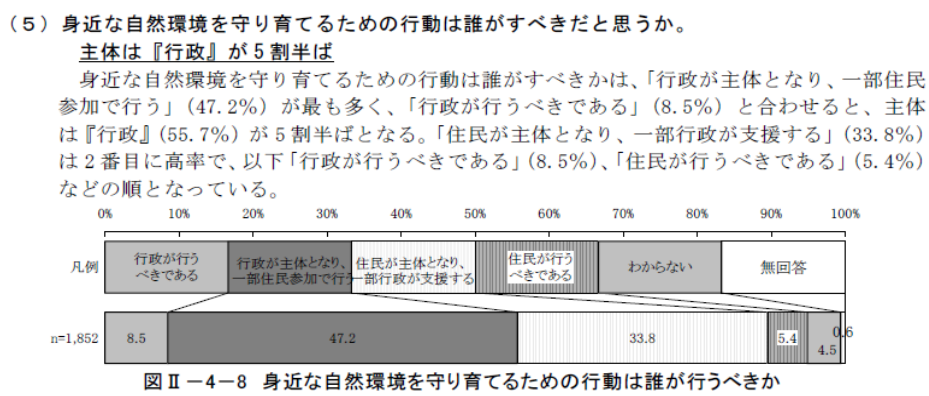
(ごみを持ち帰る、自宅でみどりを育てるなど)



2 「行動の主体」について

・行政主体(「行政が行うべき」、「行政が主体となり一部住民参加」)が55.7%

・住民主体(「住民が主体で一部行政が支援」、「住民が行うべき」)が33.8%



① 身近な自然環境を守り育てるための行動は誰がすべきか【性・年齢別】

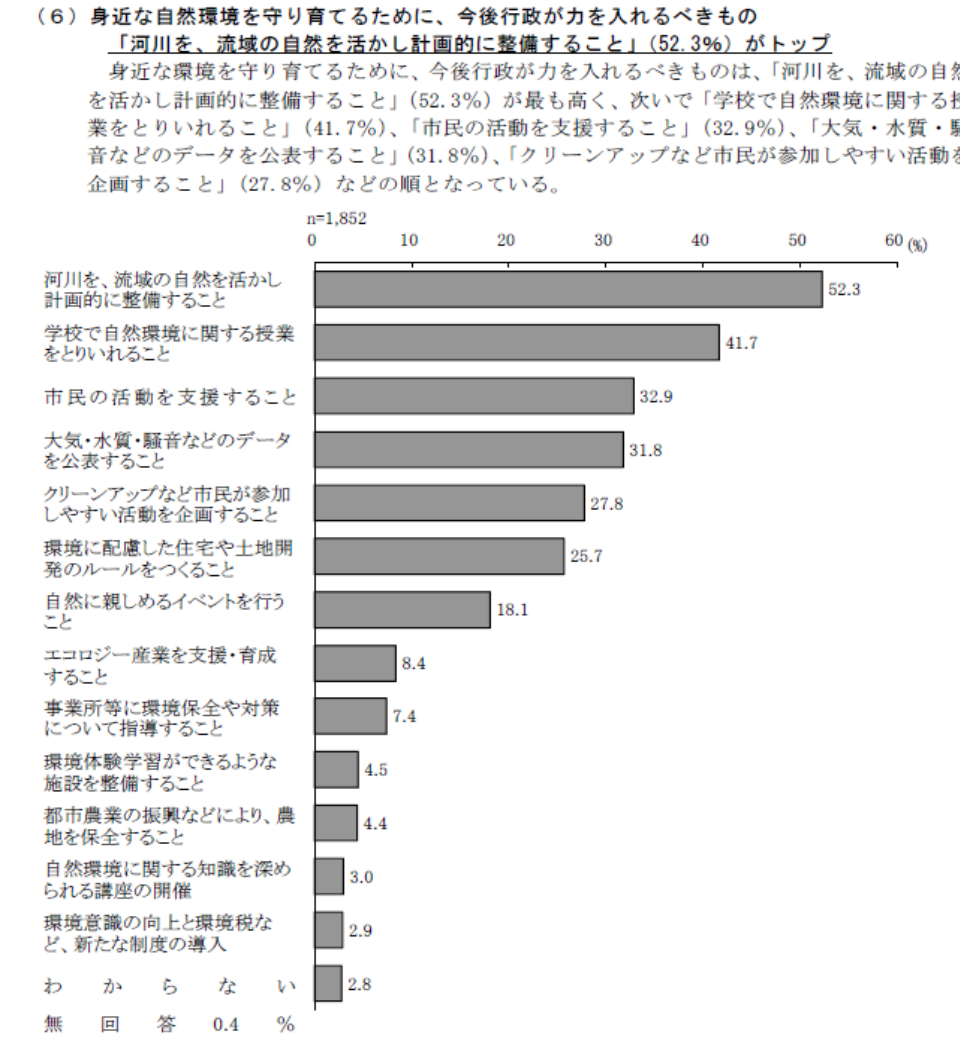
全ての性・年齢層で『行政』が『住民』よりも高い

身近な自然環境を守り育てるための行動は誰がすべきかの上位5項目について性・年齢別にみると、どの性別・年齢別でも、「行政が行うべきである」と「行政が主体となり、一部住民参加で行う」を合わせた『行政』層が「住民が主体となり、一部行政が支援する」と「住民が行うべきである」を合わせた『住民』層よりも高い。特に、女性の20代(67.6%)は7割弱と高率で、このほか女性の30代と40代も6割を超えている。

3 「今後行政が力を入れるべきもの」について

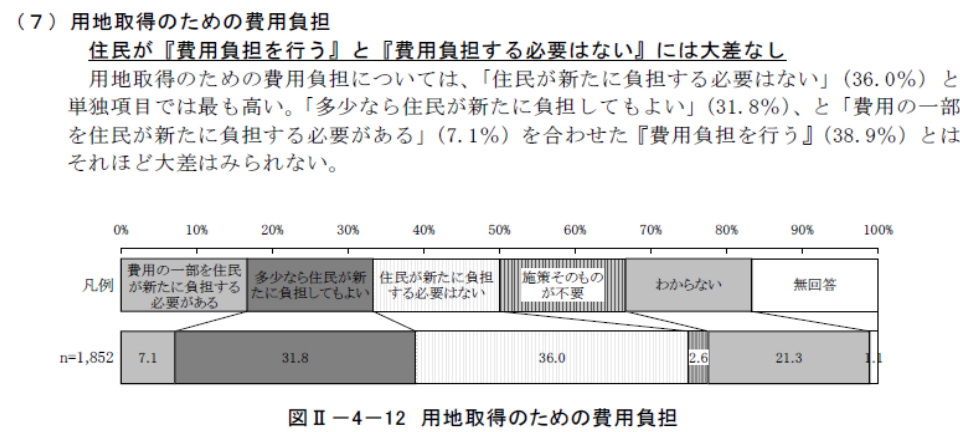
・「環境に配慮した住宅や土地開発のルールをつくること」が25.7%(6位)。

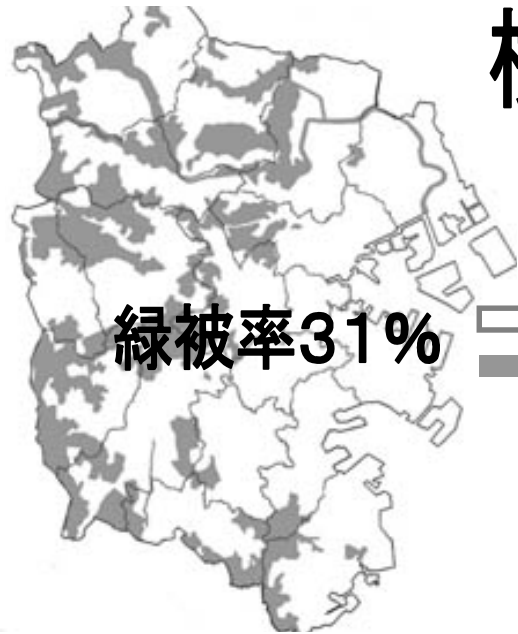
・「環境意識の向上と環境税など、新たな制度の導入」は2.9%(13位)。



4 「用地取得のための新たな費用負担」について

・「住民が費用負担を行う」が38.9%、「費用負担する必要はない」が36.8%で同等の比率である。





緑被率31%

市街化区域 20%
市街化調整区域 66%

横浜みどりアップ計画(2006-2010)

| 達成目標 (成果指標) | 緑の総量(緑被率) | 目標値(H22年度末) | |
|----------------|-----------|-------------|--|
| | | 31%以上 | |
| | | 現状値(H16年) | |
| | | 31% | |

| NO | 事業名 | 内容 | 平成22年度の 事業目標 | 市街化 区域 | 調整 区域 |
|----|-------------------------------------|--|-----------------|-----------|----------|
| 1 | ★市民の森の指定拡大(7-1-2) | 市内の緑地を保全するため、所有者の協力を得ながら、散策路などをつくり、市民が憩う場として公開します。【H17末：417ha】 | 53ha | ○ | ○ |
| 2 | ★水源の森の制度拡充と指定拡大(7-1-2) | 総合的な浸水対策から保全が必要となる水源の森について、源流の森として制度を拡充し、指定を拡大します。【H17末：10.5ha】 | 制度拡充 10ha | | ○ |
| 3 | 緑地保存地区の制度拡充と指定拡大 | 市街化区域の貴重な緑地を保全するために、所有者の協力を得ながら指定する緑地保存地区について、制度を拡充し、指定を拡大します。【H17末：170.3ha】 | 制度拡充 12ha | ○ | |
| 4 | ★市民と協働による樹林地の保全(7-2-3) | 日常管理作業に携わる愛護会や森づくりボランティア団体が安全に作業できるように、樹林地の適正な管理を計画的に進めます。 | 推進 | ○ | ○ |
| 5 | 近郊緑地保全区域の指定拡大 | 近郊緑地保全区域の指定拡大を行います。【H17末：755ha】 | 50ha | | ○ |
| 6 | ★近郊緑地特別保全地区の指定拡大(7-1-2) | 円海山周辺の豊かな緑を守るため、「近郊緑地特別保全地区」として指定します。【H17末：100ha】 | 120ha | | ○ |
| 7 | ★特別緑地保全地区の指定拡充(7-1-2) | 良好な自然環境を形成している緑地について、特別緑地保全地区に指定していきます。【H17末：165ha】 | 123ha | ○ | ○ |
| 8 | 相続税猶予制度の国家要望 | 樹林地の相続税の猶予制度等について、国に要望を行ってまいります。 | 推進 | ○ | ○ |
| 9 | ★地区計画における緑地保全(地区計画緑地保全条例の制定)(7-1-5) | 良好な居住環境を確保するために必要な樹林地等を地区計画に位置づけることができるよう、条例を改正します。 | 条例改正 | ○ | ○ |
| 10 | ★土地利用規制と併せた拠点となる緑地の保全(7-1-2) | 効果的な規制・誘導手法とあわせて市街化調整区域等の緑地保全を推進します。 | 制度運用 | | ○ |
| 11 | ★市街地の斜面緑地の保全(7-1-1) | 景観法等と連携した土地利用規制とあわせて、市街化区域の斜面緑地の保全を推進します。 | 制度運用 | ○ | |
| 12 | ★よこはま協働の森基金の拡充(7-1-1) | 地域住民の発意により、「よこはま協働の森基金」と地域住民が集めた資金とをあわせて、樹林地を取得します。 | 推進 | ○ | ○ |
| 13 | 寄附受納制度の改正・拡充 | 緑地の寄附受納を推進するため、寄附受納制度の改正・拡充を行います。 | 制度改正 | ○ | ○ |
| 14 | ★緑の環境整備のための新たな財源の確保(7-1-5) | 緑の環境整備に対応するために、新たな財源の確保を検討します。 | 新たな財源確保 | ○ | ○ |

樹林地を守る施策

1. 契約制度による維持費の支援
2. 区域指定による相続税の軽減、相続税猶予制度の国家要望
3. 法制度と併せた開発規制・誘導

H22年まで368haの制度指定

| NO | 事業名 | 内容 | 平成22年度の 事業目標 | 市街化 区域 | 調整 区域 |
|----|-----------------------|---|-------------------------------|-----------|----------|
| 1 | ★市民と農との地産地消の推進(5-4-1) | 市内産の農畜産物の地産地消を市民・農業者とともに進めることによって、農を生かした風土を育むとともに、地域農業の活性化を図り農地を保全します。【H17末：70戸】 | 直売ネットワーク参加農家数330戸 全小学校への供給 | ○ | ○ |
| 2 | ★市内産農産物の生産振興(5-4-2) | 横浜ブランド農産物の育成・増産をはかるとともに、環境保全型農業に取り組む農業者の認定・支援を進めます。【H17末：96人】 | 認定者数 154人 | ○ | ○ |
| 3 | ★農体験の場の拡充(5-4-4) | 農体験に対する市民の多様なニーズに対応しながら、農地の保全を図るため、さまざまな機能や形態を持つ市民利用型農園の拡充を図ります。【H17末：20.7ha】 | 7.6ha | ○ | ○ |
| 4 | ★アグリ・ツアーの開催(7-1-3) | 地域の農地や農産物、農村環境など、農の魅力に触れるウォークラリーの開催を支援し、市民と農業者との協働による環境活動の育成をすすめます。 | 6回 | | ○ |
| 5 | ★農のある地域づくり協定事業(7-1-3) | 市街化調整区域内等の農地において、農業者と地域住民との話し合いにより、地域農業の継続に関する協定の取組を協定としてまとめ、地域と調和した農環境の保全を図ります。 | 6件 | | ○ |
| 6 | ★農業専用地区等の指定・整備(7-1-3) | まとまりのある農地を農業専用地区に指定し、農地の保全と整備を進めるとともに、市民との協働や農地の多面的機能の発揮を促進します。また、制度の拡充を行います。【H17末：1,011ha】 | 100ha | | ○ |
| 7 | ★農業への新規参入等の促進(5-4-3) | 多様な主体が農業への新規参入できる条件整備を行い、法人や市民などによる新規参入等を推進します。【H17末：4件】 | 17件 | | ○ |
| 8 | 相続税猶予制度の国家要望 | 農地の相続税の猶予制度の拡充について、国に要望を行ってまいります。 | 推進 | ○ | ○ |
| 9 | 宅地化農地の活用 | 市街化区域内の農地のうち、生産緑地以外の、いわゆる宅地化農地において、市民の農体験ができる場づくりを検討します。 | 制度制定 | ○ | |

農地を守る施策

1. 農業振興施策の充実
2. 農業の担い手づくり
3. 相続税猶予制度の拡充と地域指定のない農地の保全

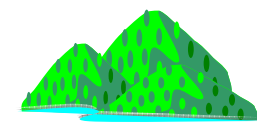
H22年まで100haの制度指定

| NO | 事業名 | 内容 | 平成22年度の 事業目標 | 市街化 区域 | 調整 区域 |
|----|------------------------|--|--------------------------------------|-----------|----------|
| 1 | ★150万本植樹行動の推進(7-1-4) | 民有地の緑化推進 民有地における緑化を進めるため、普及・啓発、助成等を充実させます。 | 150万本達成 | ○ | ○ |
| | | 公共用地の緑化推進 既存の公共施設において、緑化を拡充します。 | | ○ | ○ |
| | | 150周年の森の整備 開港150周年を記念した森を市民とともに整備します。 | 完了 | ○ | ○ |
| | | イベントの誘致 全国「みどりの愛護」のつどいを、2009年に誘致します。 | イベント誘致 | - | - |
| 2 | ★地域緑化の推進(7-2-2) | 市民、事業者等との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性に合わせて推進し、緑豊かな街づくりを展開します。 | 18か所 | ○ | ○ |
| 3 | ★京浜の森づくり事業(7-2-2) | 京浜地区において、公共空間・民有地、それぞれの緑化を、企業・市民・行政の協働によって展開し、未来に引き継ぐ京浜の森づくりを推進します。 | 推進 | ○ | |
| 4 | ★建築物緑化認定証の交付(7-1-4) | 建築物を建てる際に、一定率の緑化を行った建築物に認定・顕彰する制度を創設・運用します。 | 制度制定・運用 | ○ | ○ |
| 5 | ★地区計画における緑化の拡充(7-1-5) | 地区計画において、緑化率を定められるよう条例を改正します。 | 条例改正 | ○ | ○ |
| 6 | ★緑化地域の指定(7-1-5) | 建築物を建てる際に、一定率の緑化を義務化する緑化地域を指定します。 | 指定 | ○ | |
| 7 | ★公園の整備拡充 | 身近な公園の拡充整備 1小学校区に最低1か所の近隣公園・2か所の街区公園があるよう整備します。(7-2-4) 【H17末：近隣 154校/街区 285校】 スポーツができる公園の拡充整備 各区のスポーツ需要に応じて、スポーツができる公園を拡充整備します。(3-3-4) やさしさを見つける公園整備 福祉施設など、特定施設と一体化した公園の整備を推進します。(7-1-1) | 不足学区解消(全小学校349校) 6ha(1箇所1ha程度を想定) | ○ | ○ |
| 8 | ★水辺環境の整備(7-2-4) | せせらぎ緑道も川辺の散歩道、水辺拠点の整備などにより、身近な水辺環境を整備します。【H17末：63.6km】 | 10.2km 6拠点の整備 | ○ | ○ |
| 9 | ★(仮称)杉田臨海緑地の整備(7-2-4) | 市民が海を身近に感じることのできる憩いの空間として(仮称)杉田臨海緑地を整備します。 | 供用 | ○ | |
| 10 | ★開港150周年記念拠点の整備(7-2-1) | よこはま動物園ズーラシアの未整備地区を活用し、開港150周年記念イベント(ヒルサイドステージ)の会場となる拠点を整備します。 | 一部供用 | - | - |
| 11 | ★新治の森づくり事業(7-2-1) | 北の森の拠点となる、緑区新治の緑地や農地を一体的に保全し、市民が里山の自然環境を楽しみ、体験、学習、交流する場として整備します。 | 事業中 | | ○ |
| 12 | ★返還跡地の活用検討(7-2-1) | 米軍施設の返還跡地について、地域の状況に応じて農業振興、公園整備等を行います。 | 活用中 | ○ | ○ |

緑被率の減少

樹林地の減少

- 市街化区域の山林保有上の課題として、相続税などの相続時の問題や日常の維持・管理がそれぞれ約25%となっています。
- 過去5年間で市が買収した山林の約62%が、山林所有者の相続に起因します。
- 市街化調整区域の山林等で年間10ha前後の許可不要施設等の開発が行われています。



【原因】

- ・維持費
- ・相続税
- ・開発

※56ha/年の減少
H22年まで337haの減少

農地の減少

- 農業団体からの過去5か年連続した本市への施策要望のトップは相続税・固定資産税等であり、次いで農業振興施策となっています。
- 販売農家の従事者の約半数は60才以上となっており、高齢化が進んでいます。
- 市街化区域の宅地化農地が約36ha/年、市街化調整区域の地域指定のない農地が約15ha/年と減少量が高くなっています。



【原因】

- ・不安定な農業収入
- ・担い手不足
- ・相続税

※50ha/年の減少
H22年まで296haの減少

宅地の増加

- 宅地は、過去平均で98ha/年、増加しております。この傾向から推計すると平成22(2010)年度までに、約588haの宅地が増加すると予測されます。
- 人口も引き続き緩やかな増加傾向であり、人口増と連動した宅地の供給源として、農地・樹林地が減少していく状況にあると考えられます。



※98ha/年の増加
H22年まで588haの増加

※減少量・増加量は、平成9年度から平成16

★は中期計画計上事業 ()は計画書記載場所

<背景>

- ①横浜市水と緑の基本計画の策定(H18.12)
 - 横浜市基本構想「長期ビジョン」を踏まえ、水・緑環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進する基本計画を策定した。
 - 本計画では、20年後の将来像「水と緑の回廊形成」を6つの姿で描き、横浜らしい水・緑環境を市民・事業者・行政の連携・協働により実現することとしている。
- ②中期計画(2006-2010)での重点施策の展開
 - 中期計画のリーディングプロジェクトとして「横浜みどりアップ計画」を位置づけ、緑の総量の維持・向上を図っていくこととして、重点施策を位置づけた。
 - 財政分野では、「緑の環境整備のための財源確保」、「新たな税検討」を位置づけている。
- ③調整区域のあり方検討
 - 都市計画法の改正等に伴い、緑の維持と再生上 決定的な影響を持つ市街化調整区域(市域の25%)における土地利用の見直しが必要となった。
 - 調整区域のあり方検討委員会答申(H19.2)が提出され、これを踏まえた本市取組方針を早期に定める必要がある。
- ④地球温暖化対策に向けた重点取組の展開
 - IPCC第4次報告書(H19.2)、21世紀環境立国戦略(H19.6閣議決定)を受け、「環境行動都市・横浜」として、中長期的な視点に立ち、社会システムの変革をも視野に入れた斬新で思い切った地球温暖化対策を打ち出す必要。
 - これを踏まえ、緑の持つCO2吸収源としての機能や、ヒートアイランド抑制機能をはじめ、緑の持つ多面的な機能に着目した重点的な取組を展開していくことが求められている。

<本提言の位置づけ>

本提言は、横浜市基本構想(長期ビジョン)や横浜市水と緑の基本計画で描いた20年後の将来像を実現するとともに、地球温暖化対策や緑の環境整備のための財源確保等、緑を取り巻く諸情勢に対応するため、今後、新規・拡充施策として取り組むべき重点取組の方向性をとりまとめるものである。

<現状と課題>

- ①緑を守っている土地所有者の負担
 - 維持管理や相続等に伴う樹林地等の土地利用転換に対応するため、一定の規制と併せた土地所有者への支援策が必要。
- ②地球温暖化対策に向けた緑施策の役割の発揮
 - これまで、緑の総量確保を目的としていたが、深刻化する地球温暖化対策やヒートアイランド対策等の実効性ある取組が求められている。
- ③市民共有の財産としての理解促進と一定の市民負担の必要性
 - 市域に残された緑が市民共有の財産との前提から、緑を保全している土地所有者の負担とそこから受ける恩恵を整理し、受益のバランスを考慮した対応策が必要となっている。
- ④緑の環境整備のための財源確保の必要性
 - 厳しい財政状況の中で、今回、新規・拡充して実施する重点取組の財源等については、市民・事業者・行政の役割分担を整理した上で、必要な財源確保策を検討するとともに、財源を再配分する新たな仕組みが必要である。

<重点取組検討の視点>

- ①今ある緑を最大限にまもる
 - 維持管理の負担軽減
 - 市民・事業者の協働による管理・運営・経営担い手づくり
 - 相続時等の対応策
 - 緑を保全活用する新たな土地経営
 - 最終的な担保手段としての土地の買入れ
- ②地球温暖化対策を含めた緑の多面的な機能を踏まえた重点的な取組の推進
 - CO2吸収源
 - ヒートアイランド現象の緩和
 - 低炭素社会の実現に向けた緑の活用(里山に学ぶライフスタイル)
 - その他
- ③緑の効果と機能を活かした、市民生活の質の向上と市民との関わり方の推進
 - 市民の憩い、活動の場づくり(自然とのふれあい、レクリエーション)
 - 生物の多様性確保
 - 安全・新鮮な食料生産
 - 防災
- ④「市民共有の財産」としての理解を広める
 - 市民に分かりやすく伝える
 - シンプルでわかりやすいネーミング
 - シミュレーションで定量的に把握する取組の効果を数字で示す(ヒートアイランド、風の道等)
 - 市民の参加意識の醸成
 - 150万本植樹行動等を契機とした環境行動の推進
 - 市民・事業者へのPR推進
- ⑤地域(流域)の特徴やニーズに基づいた施策の推進
 - 景観や水循環に寄与する緑など、地域毎の特徴や住民ニーズを捉える
 - 地域を特定した総合化・重点化

<重点取組の方向性>

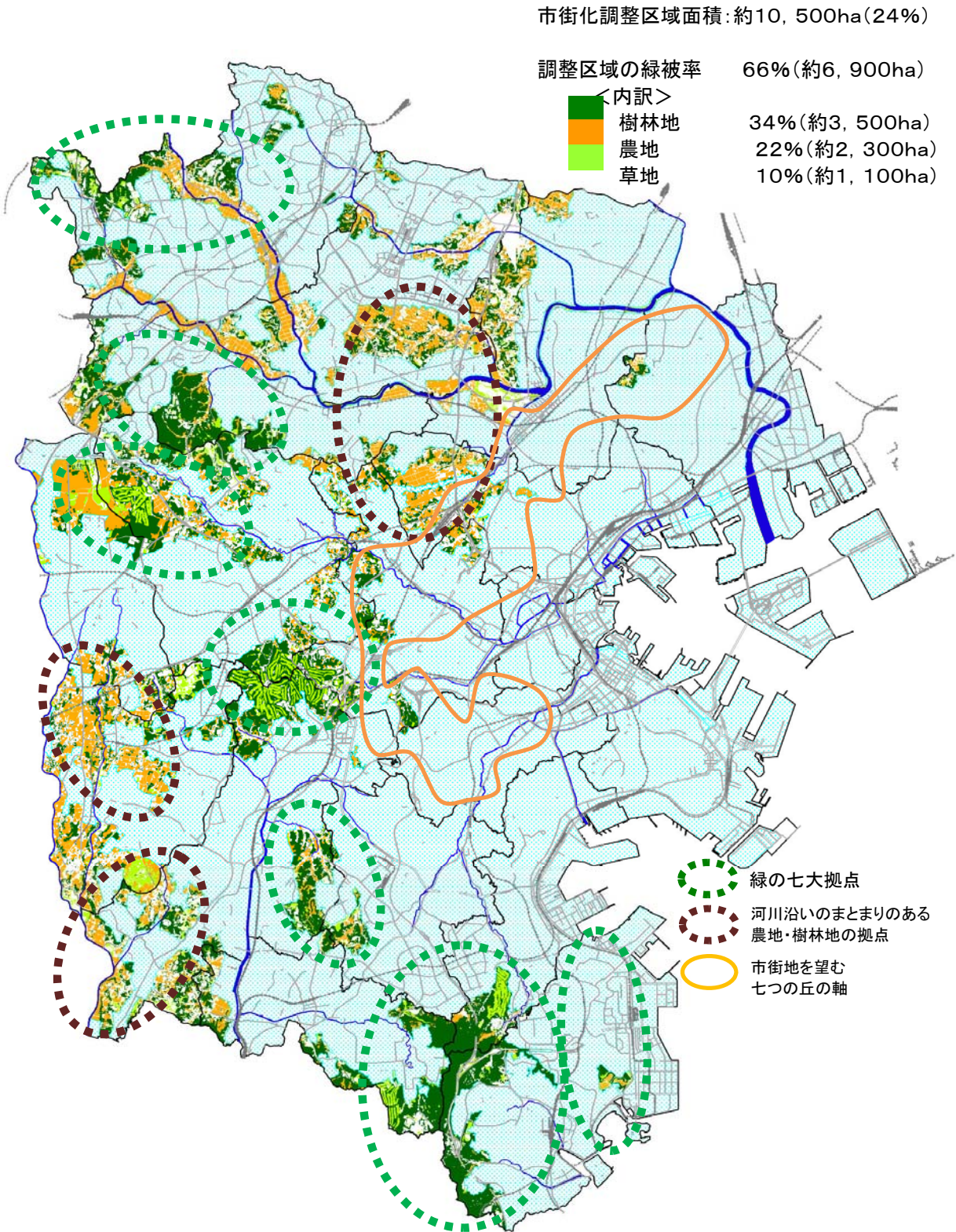
- ①10大拠点等まとまった緑の保全
 - 【取組の必要性】
 - 横浜市郊外に広がる調整区域の緑、特に緑の七大拠点、河川沿い農地・樹林地の広がり等、まとまりのある緑の拠点(10大拠点)の樹林地・農地は、谷戸や里山等の景観を有し、市民の憩い・活動の場となるとともに、生物多様性確保や安全・新鮮な食料生産の場、さらには防災上の重要な空間となっている。
 - また、地球温暖化対策に向けたCO2吸収源、クールアイランド、自然と共生した里山ライフの活動の場として保全すべき重要な緑の拠点である。
 - 【DATA等】別添:資料2-①
 - 【重点取組の考え方】
 - 調整区域の土地利用規制とあわせて、緑保全のために、土地所有者が持続的に所有できる仕組みづくり(維持管理の負担軽減等)を推進するとともに、土地所有者の状況に応じた相続時の対応メニューを拡大する。
- ②市街化区域の緑の保全
 - 【取組の必要性】
 - 市街地の中に残る貴重な緑である「斜面緑地」は、横浜の地形的な特徴を象徴するものであり、市民生活や都市活動に身近なところで都市空間に安らぎや潤いをもたらす重要な景観要素である。
 - 【DATA等】別添:資料2-②
 - 【重点取組の考え方】
 - 景観法等の土地利用規制とあわせて、緑保全のために、土地所有者が持続的に所有できる仕組みづくり(維持管理の負担軽減等)を推進するとともに、緑地の重要性に応じて土地利用の変化や相続時の対応メニューを拡大する。
 - 【財源確保の考え方】
- ③中心市街地(都心部)の緑化の推進
 - 【取組の必要性】
 - 緑被率の少ない中心市街地(都心部)において、屋上等の建築物緑化、クールスポットや風の道形成など、環境の質の向上を目指した緑化(環境緑化)を進め、街の魅力と快適性を高める必要がある。
 - 【DATA等】別添:資料2-③
 - 【重点取組の考え方】
 - 150万本植樹行動など市民と連携した取組を進めるとともに、都市(再)開発事業等、まちづくり事業と連携した取組を推進する。
- ④樹林地等の維持管理・運営
 - 【取組の必要性】
 - 樹林地保全のために土地所有者の維持管理の負担を軽減するとともに、「市民共有の財産」として質の高い管理により緑の価値を高め、市民利用の促進を図ることにより、市民満足度の向上を図る必要がある。
 - 【DATA等】別添:資料2-④
 - 【重点取組の考え方】
 - 緑の質の向上や安全確保(防災、市民利用)のために必要な高レベルの樹林地管理を実施するとともに、次世代を担う子どもたちの自然体験の機会を拡大するプログラムの実施、間伐材を利用した緑の資源循環など、里山の価値を見直し活用する。
 - 【財源確保の考え方】

<重点取組(案)>

- 農地保全の推進
 - ①農地保全のための支援策充実
 - ②農業の担い手づくり
- 樹林地保全の推進
 - ③土地利用規制とあわせた土地所有者への支援
 - ④相続時等対応メニュー拡大
- 斜面緑地等の保全の推進
 - ③土地利用規制とあわせた土地所有者への支援
 - ④相続時等対応メニュー拡大
 - ⑤協働の森基金の拡充
- 環境緑化の推進
 - ⑥まちづくり事業との連携
- 緑の価値向上
 - ⑦高レベル管理による市民満足度アップ
 - ⑧自然体験教育、人材育成の充実
 - ⑨緑の資源循環の推進
- <財源確保につながる視点>
 - ①市民に広く共感される
 - ②効果を明確に示すことができる
 - ③市民がメリットを実感できる
 - ④先進的な横浜らしい取組である

10大拠点等まとまった緑の保全

市街化調整区域の緑被(樹林地・農地・草地)の分布図



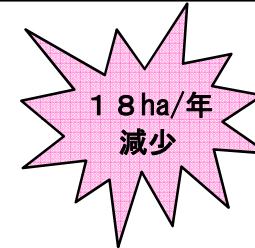
1 市街化調整区域の緑の保全状況

(1) 樹林地の保全状況

市街化調整区域内の樹林地: 約2,000ha(※平成15年度土地利用現況調査より)

| | |
|--|------------------------|
| 保全施策を講じている樹林地 約700ha 〔特別緑地保全地区、市民の森、源流の森、保安林等〕 | 保全施策のない樹林地 約1,300ha |
|--|------------------------|

※詳細データについては、現在精査中



(2) 農地の保全状況

市街化調整区域内の農地: 約2,600ha(※平成15年度土地利用現況調査より)

| | |
|--|-----------------------|
| 保全施策を講じている農地 約1,500ha 〔農用地区域、農業専用地区〕 | 保全施策のない農地 約1,100ha |
|--|-----------------------|

※詳細データについては、現在精査中



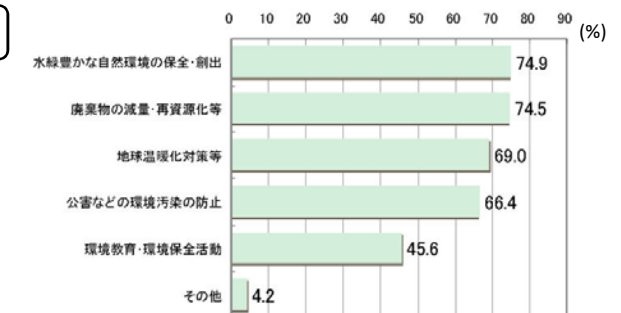
2 土地利用規制とあわせた緑の保全(調整区域あり方答申より)

| エリア名 | 対象区域 | 課題 ○あるべき姿 | 土地利用の規制誘導の 方向性 | その他 |
|--------|--|---|---|---|
| 保全 | 既に担保済みの区域 ○緑地: 法的担保(特別緑地保全地区など) 契約方式(市民の森、協定緑地など) その他(都市公園など) ○農地:農用地区域 | ●契約方式は、必ずしも恒久的な担保にならない。 ○まとまりのある良好な緑地、農地として保全を図る。 | ・各担保に基づき緑地農地の保全を図る。 ・契約方式も有効に活用しつつ、法的担保へ移行を図る。 | 規制とともに地権者支援が必要(例: 税の減免・助成の強化、田山管理ボランティア、土地所有者と交流・感謝する仕組みなど) |
| | 今後担保すべき区域 ○緑地:今後特別緑地保全地区などにより保全措置を講じる位置づけのある一定規模以上の一団の樹林地 注)一団の樹林地とは、「水と緑の基本計画」に定める「緑の七大拠点」、「河川沿いのまとまりのある樹林地」などの拠点及び「一定規模以上の民有樹林地」など | ●担保がまだされていない区域で徐々に土地利用転換が進んでいる。 ○まとまりのある緑地として保全を図る。 | ・都市計画法に基づく開発許可制度の対象施設は立地を規制する。 ・都市計画法に基づく開発許可制度の適用を受けない土地利用転換は、緑を保全するなど一定条件を満たすものとする。 | |
| 共生 | 自然的土地利用と都市的土地利用が混在している区域で、他のエリアに属さない区域 | ●土地利用の混在が進行し、放置すると不良市街地となる恐れがある。 ○適切な規制誘導により、自然と都市とが共存・調和した、よりよい環境を形成する。 | 【基本的ルール】 不良市街地化を防止するため、緑化や立地などの基準を導入する。 【地域協働への支援】 地域協働で自然と都市が共生する地域づくりを行う場合これを支援する。 | 都市農業を活性化するための支援が必要 |
| 計画開発検討 | 駅周辺などで、横浜市の都市づくり上の位置づけがあり、計画的な土地利用を例外的に検討すべき区域 | ●計画開発が進まないまま、混在が進行している。 ○都市づくり上の位置づけと整合した計画的な土地利用を図る。 | 計画的な土地利用の誘導を図る。 また、緑の保全など周辺の景観・環境に配慮した計画とする。 | |

注) 都市づくり上の位置づけがあるとは、「都市計画マスタープラン」、「整備、開発及び保全の方針」などへの位置づけが想定される。

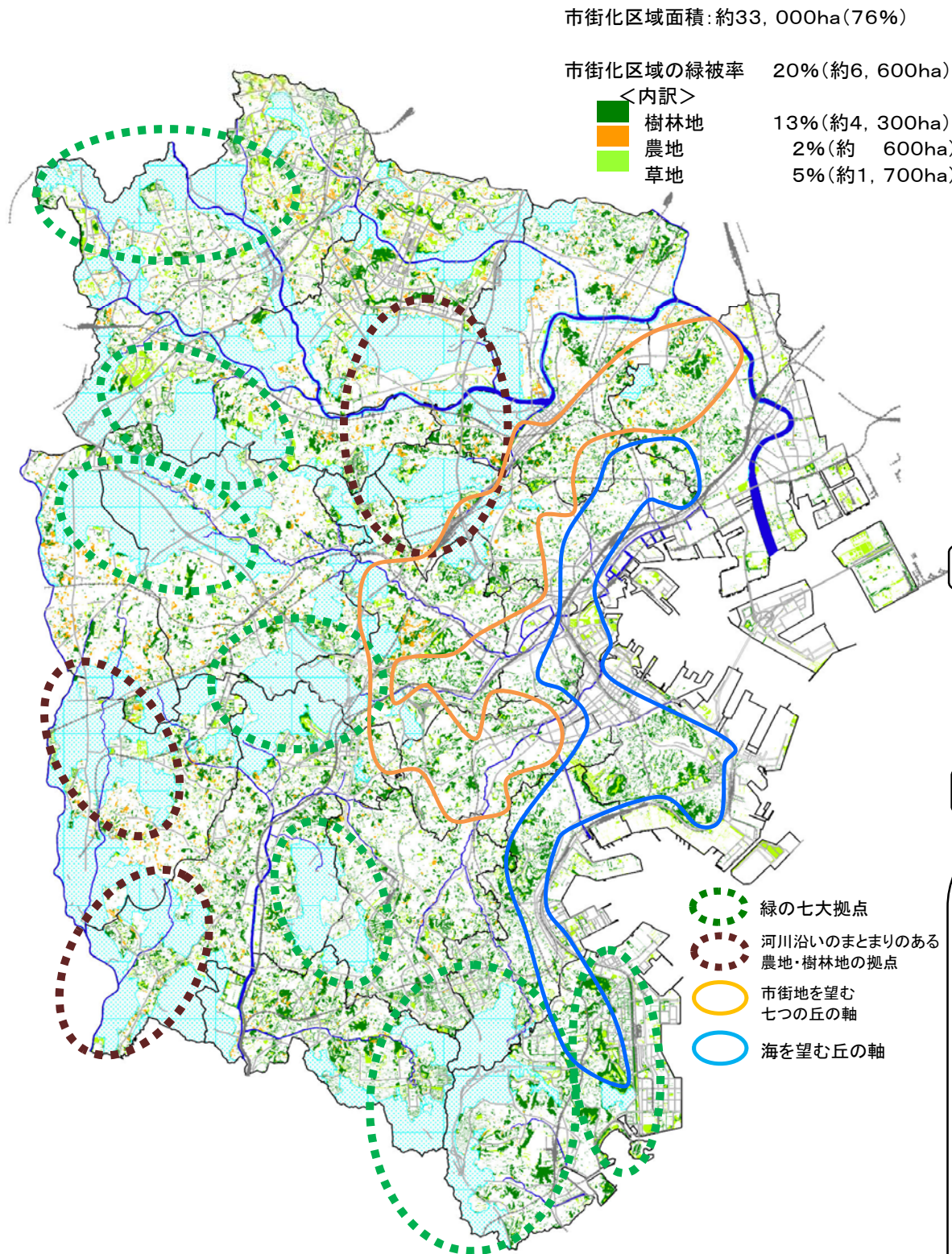
3 自然環境の保全・創出への市民の関心

「横浜市環境管理計画に関する意識・実態」(平成17年2月)の結果から、「水緑豊かな自然環境の保全・創出」が最も関心の高い問題としてあげられています。



市街化区域の緑の保全

市街化区域内の緑被(樹林地・農地・草地)の分布図



1 市街化区域の緑の保全状況

(1) 樹林地の保全状況

市街化区域内の樹林地: 約1,350ha

(※平成15年度土地利用現況調査より)

| | |
|--|------------------------|
| 保全施策を講じている樹林地 約350ha (特別緑地保全地区、市民の森、ふれあいの樹林、保安林、緑地保存地区等) | 保全施策のない樹林地 約1,000ha |
|--|------------------------|

38ha/年減少

※詳細データについては、現在精査中

(2) 農地の保全状況

市街化区域内の農地: 約800ha

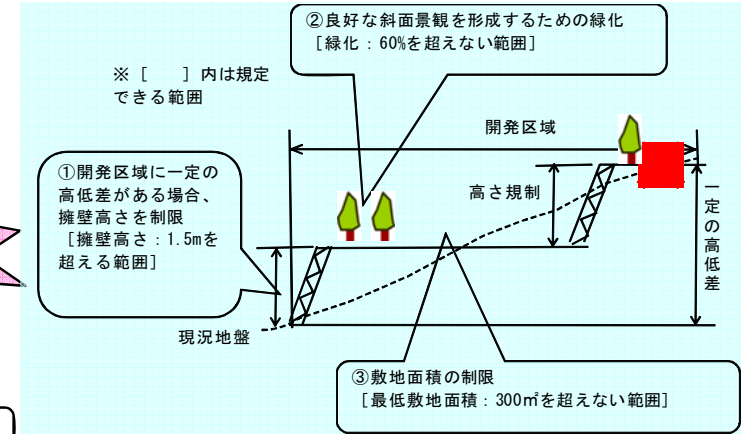
(※平成15年度土地利用現況調査より)

| | |
|----------------------------------|---------------------|
| 保全施策を講じている農地 約350ha (生産緑地) | 保全施策のない農地 約450ha |
|----------------------------------|---------------------|

36ha/年減少

※詳細データについては、現在精査中

景観法に基づく制限のイメージ



2 身近な斜面緑地の景観・緑保全施策

斜面地における開発メリットの低下による緑地保全、景観上・住環境上良好な開発への誘導を図るために、景観法と連携し、斜面地における戸建て住宅開発の基準を強化。
また、規制とあわせた土地所有者への支援策、緑地指定の推進。

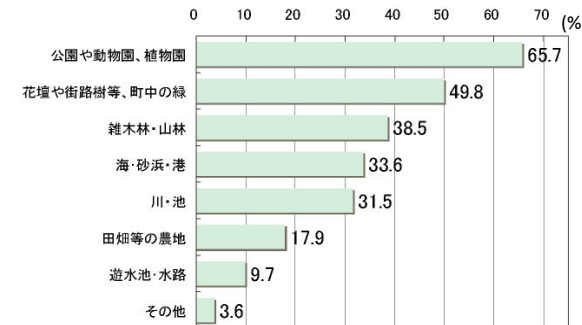
【具体的には?】

景観法に基づく全市景観計画に開発行為に対する①擁壁高さ ②緑地面積 ③敷地面積の制限を位置付けます。
更に、その3つの制限を、都市計画法に基づく条例(開発事業調整条例)に規定し、開発許可基準とします。

3 身近な緑に対する市民意識

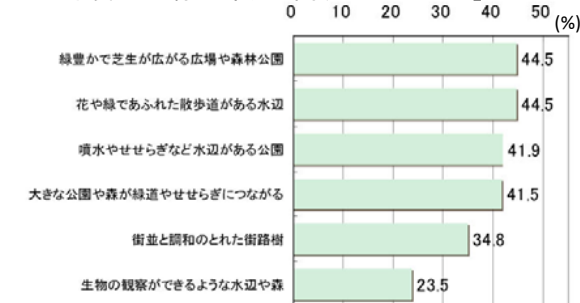
(1) 住んでいる近くにある水や緑の環境の中で、「快適」「心地よい」と感じる空間はどこか

(平成17年度「水と緑の環境に関するアンケート」より)

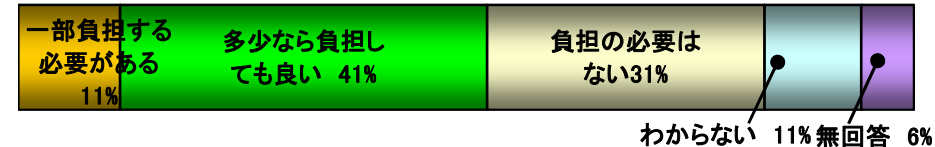


(2) 身近な場所にどのような水と緑の空間があったらよいと思うか

(平成17年度「水と緑の環境に関するアンケート」より上位6位を抜粋)

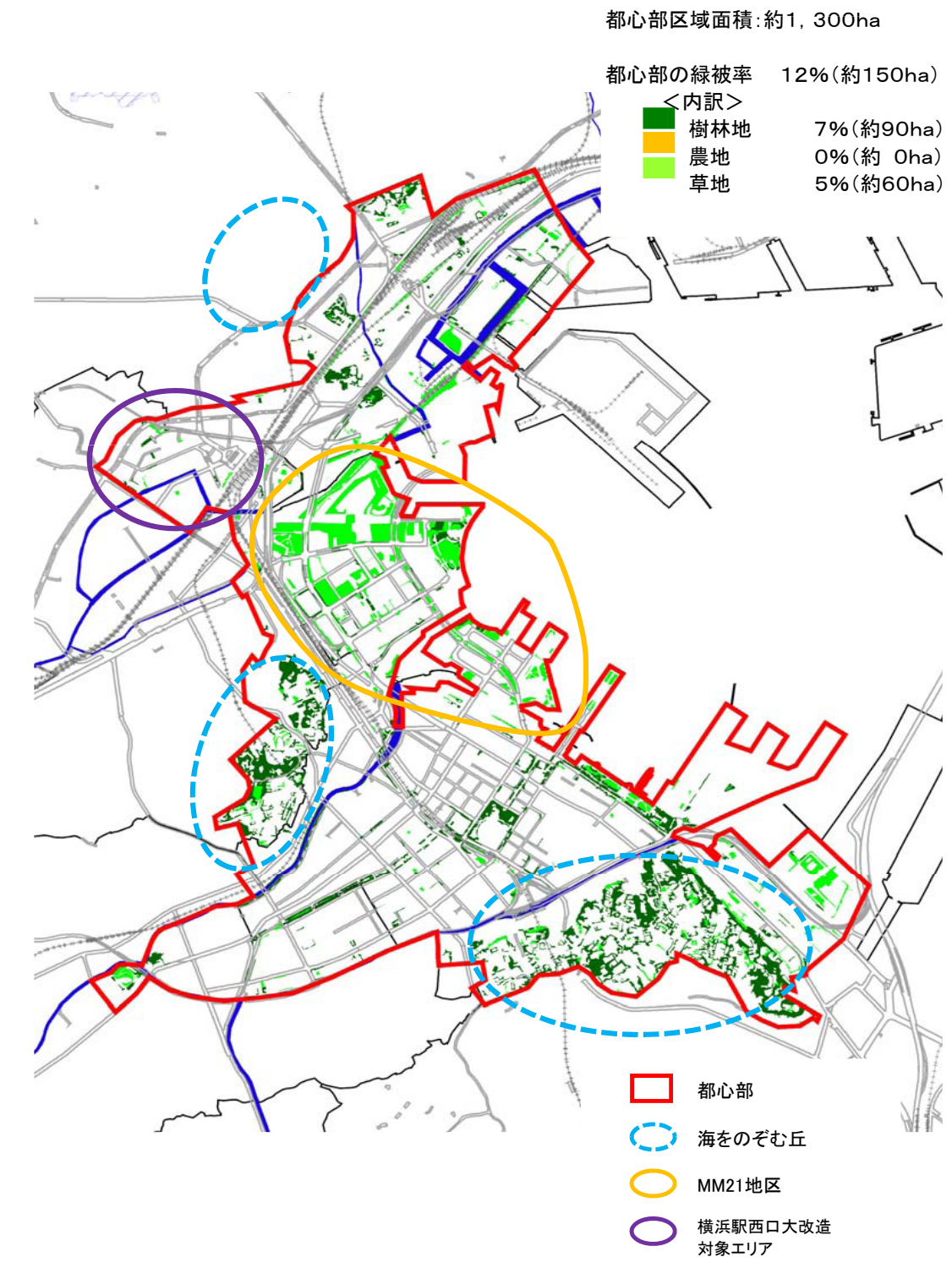


(3) 樹林地取得費用に対する市民の負担の意向 (平成13年度「緑政局事業に関わる市民意識調査」より)



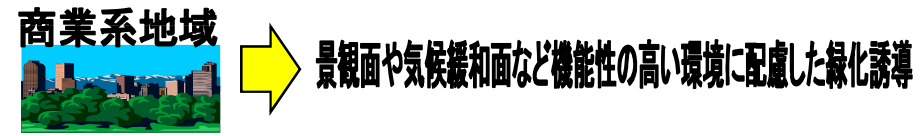
■ 中心市街地の緑化の推進

例：都心部の水緑づくり対象エリアにおける
緑被（樹林地・農地・草地）の分布状況



1 施策の考え方

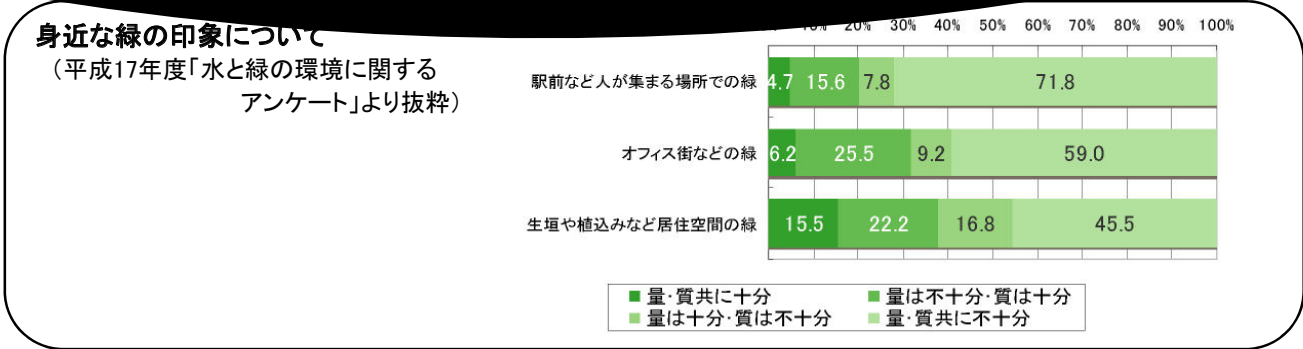
都心部は、商業系地域の土地利用の比率が高いため、商業系地域における緑化誘導が緑被率の向上のポイントとなっている。都心部の商業系地域は、横浜の代表的な観光スポットであり、また、ヒートアイランド現象が顕著な区域でもあるため、景観面や気候緩和面で、機能性の高い環境に配慮した緑化の誘導が求められる。



2 施策の内容

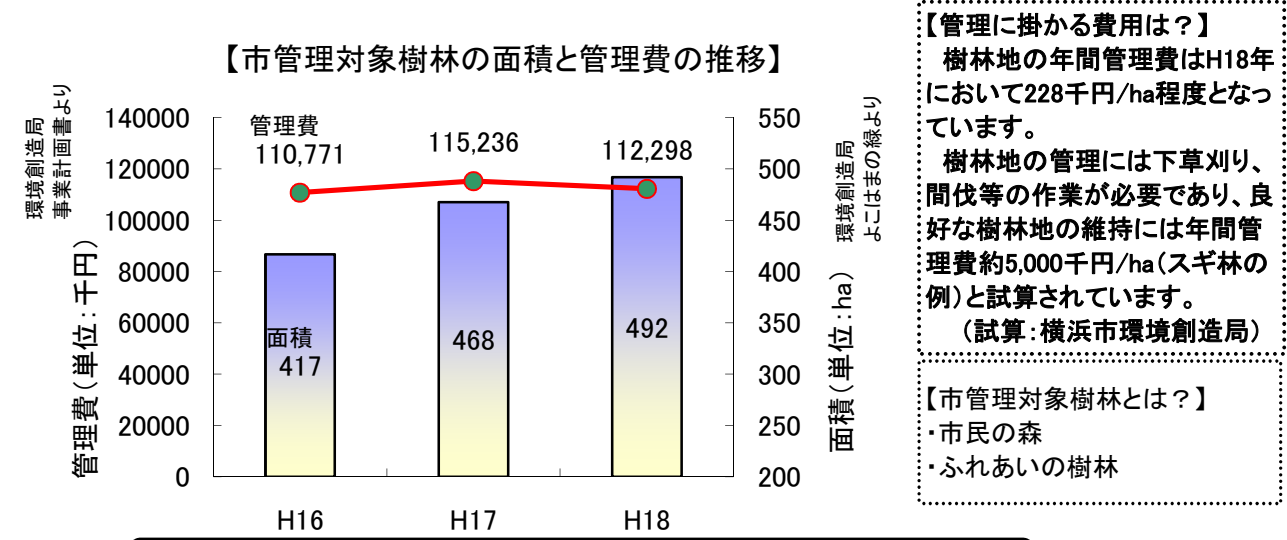
| 施策 | 内容 | 対応状況 |
|-----------------------|--|--|
| 1 既存条例による緑化指導 | 建築行為や開発事業に際し、既存条例に基づき、一定率の緑化について協議を行う | 施行中 |
| 2 地区計画における緑化率の指定 | H16年の都市緑地法の改正により地区計画において、緑化率を定める事が出来るようになったため、今後、開発事業等に伴う地区計画の策定時には、緑化率を定めるよう誘導していく。 | H19年12月に北仲地区の地区計画において指定を検討中 |
| 3 市街地環境設計制度による緑化の誘導 | 市街地環境制度の活用により、公開空地における緑化や、屋上緑化を誘導していく | 公開空地の緑化率の強化や、ヒートアイランドに資する屋上緑化を一定割合公開空地に算入することなどについて制度改正中 |
| 4 公共施設の率先的緑化 | 公共建築物において、見本となる率先的な緑化を実施する | 150万本植樹行動と合わせ、公共施設で、緑化認定ラベル取得を検討中 |
| 5 優遇策・助成制度の充実 | 一定率以上の緑化を行った場合、優遇や助成を受けられる制度を充実させる | これまで、既存の緑化施設整備計画認定制度(国)の創設や屋上緑化助成制度(市)などの充実を行ってきた。さらに新たな優遇策を検討する |
| 6 建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの普及 | 一定率の緑化を行った建築物について、市が認定証・ラベルを発行し、顕彰する。 | 6月に制度化、今後インセンティブの付加について検討を行う |
| 7 風の道の指定検討 | 風の道を具体的に指定し、緑化などの事業誘導を行う | 構想中 |
| 8 緑化地域制度の活用検討 | 建築物の新築・増築の際に緑化を義務づける緑化地域の活用を検討する | 現制度では、商業系地域において効果の薄いものとなっているため、政令指定都市と連携して制度改正を要望している |

3 都心部の緑に対する市民意識



■ 樹林地等の維持管理・運営

1 市による管理対象の樹林地の面積と事業費



【管理に掛かる費用は？】
樹林地の年間管理費はH18年において228千円/ha程度となっています。
樹林地の管理には下草刈り、間伐等の作業が必要であり、良好な樹林地の維持には年間管理費約5,000千円/ha(スギ林の例)と試算されています。
(試算:横浜市環境創造局)

【市管理対象樹林地とは？】
・市民の森
・ふれあいの樹林

2 市民が利用するための樹林地の管理

【樹林地の管理】
過去に人為的な管理がされた樹林地は放置すると、内に入ることが出来ないほど草木が生い茂ってしまいがちです。また、CO₂の吸収・固定、生物生息環境、水循環

2 樹林地をまもる市民活動

【活動の場】
市民活動の場は年々増加傾向にあります。樹林地の整備を行うことでより多くの市

【市民活動の状況】

| 市民参加の場 | 形態名称等 | 平成16年度活動状況 | | 活動内容 |
|----------------|-------|------------|-----------|---------------------|
| | | か所数 | 参加概数 | |
| 市民の森 | 愛護会 | 25 | 855名(会員数) | 散策路、広場の清掃・草刈整備計画づくり |
| ふれあいの樹林 | 愛護会 | 15 | 749名(会員数) | 管理活動、巣箱設置などのふれあい活動 |
| 森づくりボランティア団体登録 | 一般公募 | 30 | 1488名 | 樹林地の保全活動 |

3 自然体験教育、人材育成の充実

(1) よこはま自然観察の森(金沢区)
自然観察や学習指導、自然環境の調査研究、自然保護活動の育成・指導などを行っています。(年間利用者約38,000人)

(2) 市民による里山育成事業
市民の森等で活動する「森作りボランティア団体」や「市民の森愛護会」の活動を支援するために、研修会等の開催、アドバイ

4 緑の資源循環の推進

緑のリサイクル事業
「緑のリサイクルプラント(ズーラシア動物園となり)」では公園・街路樹から発生する剪定枝などを再資源化し、たい肥とチップ材を製造しています。

【再資源化の現状】
市内で発生している推定20,000トンの剪定枝は現在12,000トンが再資源化され、8,000トンが焼却処分されています。

5 山林を保有し続けることの負担

【保有上の課題】
山林を保有する市民へのアンケートの結果からは山林を保有し続けるためには相続問題について日常の維持管理が課題となっています。

【市街化区域内山林の保有上の課題】

横浜市緑地施策に関するアンケートより(H19.3実施)